

第百七回国会 内閣委員会 議 録 第 二 号

昭和六十一年十月二十一日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 石川 要三君

理事 北口 博君 理事 竹中 修一君

理事 戸塚 進也君 理事 船田 元君

理事 宮下 創平君 理事 上原 康助君

理事 鈴切 康雄君 理事 和田 一仁君

理事 有馬 元治君 理事 今井 勇君

大村 襄治君 河野 洋平君

鴻池 祥肇君 武部 勤君

月原 茂雄君 前田 武志君

谷津 義男君 大原 亨君

角屋堅次郎君 田口 健二君

野坂 浩賢君 市川 雄一君

齊藤 節君 川端 達夫君

兄玉 健次君 柴田 睦夫君

出席國務大臣

國務大臣 玉置 和郎君

出席政府委員

人事院總裁 内海 倫君

總務庁人事局長 手塚 康夫君

總務庁行政管理局長 佐々木晴夫君

總務庁行政監察局長 山本 貞雄君

總務庁統計局長 三浦 由己君

防衛庁人事局長 松本 宗和君

委員外の出席者

人事院事務総局職員局審議官 大城 二郎君

人事院事務総局職員局補償課長 渡邊 俊男君

外務省経済協力局技術協力課長 大島 賢三君

文部大臣官房人事課長 佐藤 次郎君

農林水産省経済局農業協同組合課長 嵩田 道夫君

労働大臣官房労働保険徴収課長 早坂 信弘君

労働省労働基準局労働管理課長 岡山 茂君

労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長 佃 篤彦君

内閣委員会調査室長 石川 健一君

十月二十一日

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

同月十六日

スパイ防止法制定に関する請願(伊吹文明君紹介)(第一五八号)

同(相沢英之君紹介)(第二六三三号)

同(シベリア抑留者の恩給加算改善等に関する請願(齋藤邦吉君紹介)(第一五九号)

同(木下功正法制定反対に関する請願(岡崎万寿君紹介)(第一六〇号)

同(工藤晃君紹介)(第一六一号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第一六二号)

同(柴田睦夫君紹介)(第一六三三三)

同(中路雅弘君紹介)(第一六四号)

同(中島武敏君紹介)(第一六五号)

同(不破哲三君紹介)(第一六六号)

同(中島武敏君紹介)(第一九九号)

同(岡崎万寿君紹介)(第二〇二二)

同(柴田睦夫君紹介)(第二〇三三)

同(野間友一君紹介)(第二〇四号)

同(松本善明君紹介)(第二〇五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二〇六号)

同(安藤巖君紹介)(第二八三三)

同(石井郁子君紹介)(第二八四四)

同(岩佐惠美君紹介)(第二八五五)

同(浦井洋君紹介)(第二八六六)

同(岡崎万寿君紹介)(第二八七号)

同(金子満広君紹介)(第二八八号)

同(経塚幸夫君紹介)(第二八九号)

同(工藤晃君紹介)(第二九〇号)

同(兄玉健次君紹介)(第二九一号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第二九二二)

同(柴田睦夫君紹介)(第二九三三)

同(瀬長亀次郎君紹介)(第二九四四)

同(田中美智子君紹介)(第二九五五)

同(辻第一君紹介)(第二九六六)

同(寺前巖君紹介)(第二九七号)

同(中路雅弘君紹介)(第二九八号)

同(中島武敏君紹介)(第二九九号)

同(野間友一君紹介)(第三〇〇号)

同(東中光雄君紹介)(第三〇一号)

同(不破哲三君紹介)(第三〇二二)

同(藤田スミ君紹介)(第三〇三三)

同(藤原ひろ子君紹介)(第三〇四四)

同(正森成二君紹介)(第三〇五五)

同(松本善明君紹介)(第三〇六六)

同(村上弘君紹介)(第三〇七七)

同(矢島恒夫君紹介)(第三〇八八)

同(山原健二郎君紹介)(第三〇九九)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

○石川委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。
これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田口健二君。

○田口委員 最初に、給与担当大臣であります玉置総務庁長官にお尋ねをいたしたいと思います。

去る八月十二日出されました本年度人事院勧告の扱いにつきまして、本日、給与関係閣僚会議さらには閣議でもってこの扱いについて決定をされたというふうに聞き及んでおりますが、確認の意味を含めて、その内容も含めまして改めてこのことについてお尋ねをいたしたいと思います。

○玉置國務大臣 人勧完全実施につきましては、今朝八時半から給与関係閣僚会議を開かせていただきました。自民党側からも出てまいりましたが、最後は出席者全員一致で人勧の完全実施をやるというふうに決まりました。それを受けて、九時から閣議でこの問題が冒頭に上出しまして、閣議でも給与関係閣僚会議の決定を踏まえて完全実施に向けて諸般の準備を進めるということになりました。皆さんのおかげでございます。この席をかりまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

○田口委員 ただいまのお話では、今年の人事院勧告は勧告どおり完全実施をするというふうに決定をされたとお聞きをいたしました。もともと人事院勧告制度は公務員の労働基本権を制限してあるその代償措置としての機能を持つておるわけでありまして、完全実施は当然といえば当然のこととでありますけれども、ここ数年人事院勧告の凍結あるいは実施時期の値切りなどということが続いておりますだけに、今年の勧告が完全実施をされるということは大変喜ばしいことだというふうに思っておりますし、給与担当大臣である総務庁長官の御努力に対しまして、この機会に敬意を表させていただきますと思います。

そこで、公務災害補償法の問題について少しお

尋ねをいたしたいと思ひます。

まず、人事院にお尋ねをするわけでありまして、今回の改正のもとになりました意見書が八月一日に出されておるわけでありまして、その意見書を出す背景といふか、基本的な考え方についてまずお尋ねをいたしたいと思ひます。

○大城説明員 今回の意見の申し出に關します経緯でございますが、民間企業の労働者を対象とする労働者災害補償保険法におきましてきき通常の国会に一部改正法案が提出されて、これが五月に成立、公布されることになりました。人事院はこのような労働保険の動向を踏まえて国家公務員について講ずべき措置について検討を行ったわけでございますが、その結果、国家公務員災害補償法の改正が必要と認められましたので、その事項について国会及び内閣に対して意見の申し出を行ったものでございます。

○田口委員 今お話がありましたように、労働補償法が改正になり、それを受けて官民の均衡を図るという立場で意見書を出されたというふうに理解をしておるわけでありまして。

そこで、このことについて若干見解をいたしたいと思ひますが、公務員と民間の場合の賃金や労働条件については現状かなりの差異があるというふうに思ひます。とりわけ、これらの賃金、労働条件を決定する制度においては根本的に相違がある。例えば、民間労働者の場合には労働基本権が保障されておるわけでありまして、当然労働の交渉の中でこれらのものが決定をされていく、一方、公務員の場合には労働基本権が制限をされておるわけでありまして、人事院勧告制度に見られるような、あるいは人事院規則等によってこれらのものが具体的に決められていく、こういう仕組みになっておるわけでありまして、当然その中身についてはかなりの差異があると思ひます。

そこで、私が心配をいたしますのは、官民の均衡を図るという立場でいわゆる労働横並びということをやつていくとするならば、これは

官民の均衡を図るというよりも、逆に官民の格差を増大するような結果にならないか。したがって、これらの運用については十分配慮をしていかなければならないと考えるわけでありまして、このことについて人事院としてのお考えをお尋ねいたしたいと思ひます。

○大城説明員 労働条件の官民の比較の問題につきましては、今お話がございましたように労働基本権の制約に伴う代償措置としてのいろいろな制度がございます。そういうものの制度の運用を的確に行うことは当然でございますが、災害補償の制度については、労働保険、民間企業労働者に対する補償と均衡を失しないようにという基本原則がございます。それを守っていくことがこの制度の本来の使命であるかと思ひます。もちろん、国家公務員につきまして特別の事情がある、そういう分野もあるかと思ひます。それはそれで配慮をいたしてまいりますが、基本的には民間企業労働者との均衡を考慮するという原則に従つて災害補償の制度を考えていくべきであるというふうに考えます。

○田口委員 一般論としては、労働法に準拠をして公務員の場合にも均衡を図るという意味で是正をしていくのは当然のことだろうと思ひますが、今私が特に申し上げたのは、このことをただ単に労働横並びというだけで画一的に実施をするということになれば、先ほど申し上げましたように賃金や労働条件の決定の仕組みが違つたわけでありまして、あるいは賃金の実態そのものの中身もかなりの差異があるわけですから、単に労働横並びというような形でやれば、これは必ずしも均衡を図ることにならないのではないかと、逆に均衡を失することになるのではないかと、逆になんて思ひます。したがって、労働に準拠をしていく場合には、その内容においても十分配慮を加えていかなければ、そこに格差が生じてきて本當の意味での均衡を図るということにならないのではないかと、こういう点でお尋ねをしていくわけですが、どうでしょうか。

○大城説明員 公務員について特別的な配慮と申しますか特別的な措置を行わなければならない部分があるとすれば、それは当然考えてまいらなければならぬと思ひます。

一つの例を申し上げますと、公務員の特殊性に基づき災害補償の關係の特例措置といたしまして、現在、警察官あるいは海上保安官等の職務内容が特殊な職員が、生命または身体に高度の危険が予測されるような状況のもとにおきまして犯罪捜査等の職務に従事したために公務上の災害を受けた、こういうような場合についてはいわゆる特別公務災害として補償の額を増しする、そういう措置を講じておるとございまして、特別な配慮を加えなければならぬところは当然加えてまいり、基本的には労働との均衡ということ念頭に置いて考えていくこととございまして。

○田口委員 その均衡という点で大変重要な問題が一つあるわけですが、それは民間における法定外給付の問題です。このことは既に九十三国会、百二国会における本委員会の附帯決議の中にも明らかにされておるわけですが、「民間企業における業務上の災害等に対する法定外給付の実情にかんがみ、公務員の場合においても適切な措置を講ずること」と、こういう附帯決議が実はなされておるわけでありまして、こうした民間における法定外給付の現状について、特に死亡一時金などの場合についてどのように現状把握をしておられるか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○大城説明員 民間企業の法定外給付でございますけれども、人事院では毎年その支給状況についての調査を行つております。

昭和六十一年の十月に実施いたしました調査では、法定外給付を実施している企業の割合は、死亡の場合には、業務災害で六三%、通勤災害で四八%、障害の場合には、業務災害で五五%、通勤災害で四一%、そういうような実施状況になっておりまして、支給額も年々増額されている、そういう状況でございます。昭和六十一年におきますそ

の支給額の状況を見ますと、実施企業の割合を考慮して出した平均額でございますが、死亡の場合には、業務災害で約八百万円、通勤災害で約五百万円、また障害等級第三級の場合、業務災害で約六百四十万円、通勤災害で三百九十万円、そういう額が出ております。

これに對しまして国家公務員の關係では、いわゆる特別援護金という制度がございましてその支給を行つておるわけでございますが、民間企業の場合における支給状況、支給企業の割合なり支給額なり、それぞれ企業によりましてかなり差があるということと必ずしも民間企業の額と同額ではないわけでございますが、遺族特別援護金で公務死亡の場合に最高三百万円というような額の特別援護金を支給する、そういう措置を行つておりまして、民間企業の動向を見ながらその改善に努めていきたいというふうに考えております。

○田口委員 今お話がありましたように、民間の場合では、平均のとおり方その他いろいろあると思ひますが、大体八百万円ぐらい、私の調査ではもう少し上がつていふような感じなんですが、通勤災害の場合でも五百万円、一方これに相当する公務員の場合には三百万円、やはり相当の開きが出てきておるわけでありまして。今も少しお話がありましたが、これらの点について現在、増額は正をする考えがあるのかどうか、そのことをお尋ねいたしたいと思ひます。

○大城説明員 民間の状況、今申し上げたとおりでございますが、その年々の状況を見ながら必要な改善に努力してまいりたいと思ひます。

○田口委員 今度の改正案の最初の大きな一つに、平均給与額の中で最高限度額と最低限度額を新たに設けるという改正になっております。この最高限度額並びに最低限度額の計算の根拠といひますか、その仕組みはどのように算出されるのか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○大城説明員 労働保険の關係で改正が行われることは先ほど申し上げましたが、その労働保険の制度の方では、毎年六月に行われます賃金構造基

本統計調査の結果に基づきまして、年齢階層を五歳別にとりまして、労働者における賃金を低い方から順に並べまして、下から五%のところにある者の賃金額を最低限度にする、上から五%のところにある者の賃金額を最高限度として限度額を決定するという形になっております。

国家公務員災害補償におきましてもこれに倣いまして毎年四月に限度額を設定するわけでございますが、それは労災保険の方の定められました限度額、それを考慮して定めるところで、時期のずれがございましてけれども、基本的にはそれと同じ水準に合わせていくという考え方で算出することを考慮しております。

○田口委員 今お話がありました労災における計算の根拠といいますが、そういうものを基準にして定めていくということですが、賃金構造基本統計調査というものが労災の場合には使われておるわけですが、この調査には公務員グループは対象になっておるのですか。

○大城説明員 除かれております。

○田口委員 ですから、先ほどの質問とも関連があるわけでして、労災の計算の仕組み、基準をとっていくということになれば、その基本になっておる賃金構造基本統計調査の中にはいわゆる公務員グループの賃金実態というものは含まれてない、それを基礎にして公務員の場合の最高限度額、最低限度額を決めていくということになると、公務員の場合、何か実態にそぐわないのではないかと、ですから、公務員の場合にそのことを考慮して決めていくとするならば、その辺をもう少し詳しく教えていただきたいというふうに思うのです。

○大城説明員 労災保険の方で基礎にいたします賃金構造基本統計は、ただいまお話しのように公務員は含まれていないということになるわけでございましてけれども、それではその公務員を含めた全般的なデータがあるかということになりますと、そういうデータがないわけでございます。

それで、考え方といたしましては、今回の改正は一般の勤労者全体との不均衡あるいは年金受給

者相互の不均衡を是正する、そういう観点で考えられているものでございまして、そういう意味からいたしますと公務員だけ別というわけにはどうもいかならないのではないかと。一般勤労者全体の賃金実態を参考にするという意味で、やはり労災の方でベースにいたします賃金構造基本統計調査をとるのが趣旨から考えて妥当ではないのかということ、国家公務員の方の限度額につきましてもそれに合わせていく、そういう考え方をとっているわけでございまして。

○田口委員 公務員の労災の問題にしても、ある意味ではいわゆる民間水準に引き下げられるという部分が今の説明でいきますと出てくるような気がするのです。ところが、さっき言ったように法定外給付などの問題について見ると、これはかなり民間の方がよくなつてきている。ただ、この部分は労災に準拠して横並びをするということになれば、公務員の水準から民間の水準に引き下げられるという矛盾が出てくるのではないかと、思うのですが、その辺についてはどうお考えになるのですか。

○大城説明員 確かに最高限度額を設ければ、そのことによりまして下げられるという問題が出てくるわけでございまして、民間企業の中でもそれぞれるいかなる業種、職種がございまして、非常に高賃金の方もあるわけでございまして、そういう方々がこのような制度によりまして限度額の適用を受けるということがあり得るとすれば、やはり公務員の場合にも当然それと同じようなことがあつて一向に問題ではないのではないかと、やはり民間とのバランスというのを考えればそうせざるを得ないのではないかと、そういうことを考えているわけでございまして。特に民間とのバランスというところで問題があるとすればそれは検討しなければならぬと思いますが、今回のこの制度の導入についてはそういう問題はないのではないかと、いうふうに考えます。

○田口委員 ただ、私が申し上げているのは、最高限度額を設定するからそれにかかる人が出てく

るから問題だということではなくて、水準の問題として、民間における最高限度額の額の問題、それから公務員の給与実態の中における額の設定の問題について、横並びということでは問題が出てくるのではないかと、こういうことで申し上げておるわけです。

それからもう一つ、労災の限度額の設定の仕方を見ますと、五歳別に区切っておるわけですが、最高のピークが五十歳から五十五歳、五十五歳から限度額がぐつと下がってくるというカーブになっているわけですね。公務員の場合には現在定年制が施行されて、非現業職員の場合にはその大多数が六十歳という定年になっているわけですから、この最高限度額のカーブから見ますと、五十五歳からぐつと落ち込んでくるわけですね。こういう点は制度上矛盾をすることはないかどうか、その辺について見解を聞きたいと思ひます。

○大城説明員 確かに国家公務員全般の状況を考えてみると年齢に応じて賃金水準が上がっていくという形になっておりますけれども、民間企業の労働者の場合でも、いわゆる標準労働者層、学卒直後に採用されてそのまま勤務が継続していく、そういう標準労働者層については賃金が下がるということはない状況でございます。そういう意味では、民間企業と公務員とでもその条件が違ふということではないのではないかと。

その場合に、そういう給与制度に着目いたしますと、国家公務員だけに何か限度額を考へることとがどうかということになりますと、それはいざ賃金構造の中に含まれておりますいろいろな企業、産業、そういうものの中から一部を取り出して定める、国の場合、いわば一企業の給与制度に基づいて限度額を決める、そういうことに実はなるわけでございまして、労災の方がそういう全産業を一括して限度額を出していくことを考へていく以上、国家公務員についてもそれに合わせていかなければその趣旨が達せられないのではないかと、そういうふうに考えます。

定年制につきましても、確かに六十歳定年を国家公務員は導入いたしましたけれども、民間企業の場合にも六十歳定年が一般化してきている状況でございます。それでもなおかつ五十五歳以上の賃金が下がっていくということは、いわばその間の状況で、五十歳代で離職する方、そういう方も含めまして、平均的な賃金のレベルがそういう統計データとして出てくる中でやはり五十五歳以上が低下するという実態があるわけでございまして、それに乗つて最高限度額を定めることによって最高限度額が下がっていくということも、いたし方ないと申しますか、そういうことは当然起こり得ることではないかというふうに考えます。

○田口委員 それでは、最高限度額を設けることによって、適用除外というのでしょうか、経過措置によってその額に達するまでは改定額が据え置かれるということになってくるわけですか、けれども、これの対象人員は、現在の計算で考えてみますとどのぐらいの人数なのか、できればそれに該当する人たちの職種が一体どういう職種であるのか、わかつておればお知らせいただきたいと思ひます。

○大城説明員 ただいまお話しした数字、試算でございますけれども、五十九年六月の賃金構造基本統計調査から計算いたしますと、最低限度額の設定によりまして年金額が増額される者が約百二十名であるのに対して、最高限度額の設定によりましてスライドが停止される者が百三十名弱、そういう人数が出てまいります。そのもとになりましたのは、六十年三月における年金受給者千七百六十四人、それをもとにいたしましてそういう額の適用をしてみると今のような影響を受ける者が積算されるということでございます。

なお、その最高限度額を上回る職種と申しますか、どういう層かということにつきましては、俸給表で申しますと、行政職(一)、郵政の管理職、教育職(一)、指定職、公安職(一)、そういうところが比較的多い部分でございます。

○田口委員 この最高限度額が設定されますと、今度の法律改正ではこの部分は昭和六十二年二月から実施をするということになっておるようでありますが、実際に来年の二月から実施をされるとすれば、その具体的な数字はどういうことになるのでしょうか。

○大城説明員 法律の施行を二月ということとを予定してお願いをしておりますけれども、私どものこの国家公務員災害補償の方の限度額の設定は四月を基準にしまして毎年四月にやっております。四月を基準にしまして、二月につきましては、労災保険の方の賃金構造のデータから出されました額を二月にまず適用いたしまして、その後四月に追っかけてまた新しいデータによる改正を行うというところで、翌年四月にまた改正するという形で年々限度額を改定していくことを考えております。

○田口委員 そのところがちょっとよくわからないのですが、来年の二月は労災で決定をされた額をそのまま適用して、来年の四月ですか、再来年の四月ですか。——来年の四月ですね。来年の四月に再度改定を検討する、こういうことも聞いておるのですが、例えば来年の四月に改定をするということになれば、今年度にいよいよ実施をされる人事院勧告に基づく給与の改定率は、その二月の労災を基準にした額に加味されて改定をする、こういうことになるわけですか。

○大城説明員 基本的な制度運用の姿として申し上げますと、労災の方のベースにいたします賃金構造のデータが六月か七月ごろに出るということになりまして、それをベースにしまして労災の方は翌年の八月、その前年のデータをもとにしまして八月に改定するということになるわけでございますが、そのときに、私も国家公務員の方は四月にそれを改定するということになりまして、その時点で前年の賃金構造の数字がない、したがって、その前年、前々年の賃金構造の数字をベースにいたしまして算出した額を翌年の水準に合わせる、労災の方はその翌年の数字になり

ますので、それに合わせるという形で、私どもは公務員給与の改定率をそこに使用してベースを合わせるということで、四月に国家公務員災害補償の方は限度額を設定していく、そういうふうと考えているわけでございます。

○田口委員 どうもよくわからないのですが、労災の方は、例えば今年度で考えますと六十年年度の統計調査の数字をもとにして今年の八月に決定するわけですね。国家公務員の場合には、その八月に労災が決めた数字で来年の二月にスタートするわけですね。そうすると、四月には改定すると言っていますけれども、その根拠になる数字は一体どれを使うわけですか。

○大城説明員 法施行のときを来年の二月を予定しているわけでございますが、そのとき現在では労災で定められました最高限度額あるいは最低限度額そのまゝを使うということでございますが、四月になりますと、国家公務員の方の場合には一応毎年四月改定ということを考えておられます、いわば前年の労災の方で定められました金額を四月時点で調整すると申しさしうか、そういうふうな形で四月現在の金額を定めるということを考えているわけでございます。

具体的な方法といたしましては、今回の最初の形で申しますと、二月現在に定められている額に前年の公務員給与の改定率を掛けまして、いわば労災の、来年二月に決めます金額というのは前々年、六十二年ですと六十年の六月現在の水準を定めていくわけでございますけれども、それに国家公務員給与改定率を乗じることによりまして六十一年度の水準に置き直すという形をとりまして、それを六十二年の四月から限度額としていくというふうな考えであるというところでございまして、水準的にはほぼ同じになるのではないかと考えております。

○田口委員 そうしますと、そこで調整の仕方にもよると思うのですが、今お話が出ておりますように労災の方は八月に改定する、公務員の場合には翌年の四月に改定するということになれば、そ

こに八カ月間のずれが出てくるわけですね。その辺は一体どのように扱っていくわけですか。

○大城説明員 公務員の場合に四月に改定するということとを申し上げておきますけれども、それは実は労災保険の方で八月から実施されるものを四月時点で推計してそれを限度額として用いていくというのを考えているわけでございますから、八カ月おくれるということではありませんので、その点もう一度申し上げます。

○田口委員 繰り返してお尋ねしますが、四月の時期に改定するときは、その年の八月に労災が改定することを予想して、その辺の改定の中身も推計して四月の時点で公務員の場合には改定するということなんですね。

○大城説明員 そのとおりでございます。○田口委員 そこで、通勤災害の問題が今度出てきておるわけですね。説明によれば範囲を拡大していくというふうな考え方のようでありまして、その中身については「人事院規則で定める」、このようになっておるわけでありまして、その人事院規則で定める内容、どのように規則で定めていくのか、具体的にケースを例示して定めるのかあるいは抽象的に規定をしていくのか、その辺のことが現在わかっておれば教えていただきたいと思っております。

なお関連をして、当然このことは労災においても同じようなことが言えるのだからと思うのですが、労災における状況は私もわかりませんので、わかっておればそれも含めてお答えをいただきたいと思っております。

○大城説明員 通勤の定義につきまして人事院規則で定めるものが何かというお尋ねでございますが、従来、「日常生活上必要な行為」というふうに表示されていたものを人事院規則の中で具体的に書くというところで考えております。現在の予定といたしましては、従来から含まれていたものとい

院、診療所での治療等の行為、それから選挙権その他公務員としての権利の行使、そういうものが従来から考えられていたものであります。それに加えて新たに、学校教育法による大学において教育を受けることその他職員の職務能力の開発向上に資するものと認められる行為、それから人工透析その他生命維持に不可欠な医療を受ける場合、そういうものを規則で定めるということを現在検討しております。

なお、労災保険の方におきましても細部については法律の施行規則等で定められるというふう聞いておりますので、そういうものに合わせて、同じ範囲を私どもも規則で定めるように原則としては考えているところでございます。

○田口委員 そうしますと、今のお話ではある程度幾つかの具体的なケースを規則の中に並べて、こういうものが対象の範囲になる、こういうふうな規則では決めていくわけですか。

○大城説明員 なるべくそういうことにしたいというところで検討しております。

○田口委員 私がちょっと心配をするのは、従来の条文でいきますと「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為」というふうな書いているわけですね。ところが今回の改正案では、考え方としてわかるのでありますが、「日常生活上必要な行為であつて人事院規則で定める」ということになると、人事院規則の定め方いかんによつては現在よりも非常に枠が限定されるというところが出てくるのではないか、実はこういう心配をするわけでお尋ねをしているのですが、その辺のところはどうなんですか。

○大城説明員 規則で定めます際にも、先ほど申し上げましたように、新たに、学校に通うとか人工透析を受けるとか、そういう部分を拡大するという方向で考えておまして、今お話しするような範囲を限定して狭くするということは考えておりません。

○田口委員 それではもうちょっと通勤災害の問題でお尋ねしますが、これは現状と同じで改正になつておらないのですが、説明資料の中に、いわ

とはいかがなものかなと思う、こういう前提があるわけだ。

ところが、農協の問題につきましては、系統農協の中でも、今回の例を見ましても非常に厳しい仲間に対する批判がある。特にOBの方で今私たちがのところに寄せられている情報というのは大変なものであります。中には実名で、そして堂々と相手の名前を挙げてきております。少し行き過ぎたものもあるのではないかと感じましておりますが、とにかく北海道から沖縄の端に至るまで、系統農協に対する批判があつて、しかし、なかなかそれを言い出す者がなかった。私はだれよりも農家を、私も農家の出身でございますので愛しておりますし、本当の意味の協同組合精神というものは一体どこへ行ったのだろうか、この原点を見詰めてみて、やはり一応総務庁としてこれは言うべき時期が来ているのではないだろうかと思つて農協問題を取り上げたわけでありました。

取り上げた本旨のものは、悪を裁くというのではなく、系統農協が持つ自浄作用、自分たちは自分たちのこととして厳密に受けとめて、国民の批判に立派にこたえていくような再建策を立てるというところにねらいを絞つてきたのです。おかげで、第一回の会談をやりましたときにも、自助努力をいたしますということ、十月の中ごろには自助努力の目標を文言にして発表できます、また発表しますということでありましたが、内部で、それではまだ十分批判にこたえるようにならないのじゃないかという意見もこれあり、十一月、一月月ほどもう少し検討を加えて、さらに立派なものとして世に問いたいということでありまして、今その自助努力を我々はしっかりと見詰めておるわけでありました。

しかし、片一方、事務的には既に農林省に対してこういう問題についての監察は始まつておりますし、地方に対する監察につきましても、来年始めるべく準備をいたしておるところであります。これが今の実情でございます。

○田口委員 長官のお考えはそれなりに理解はできるわけですが、この問題について農林水産省の方では一体どのように受けとめられておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○農田説明員 総務庁によります農協についての行政監察につきましては、今後、総務庁の考えを具体的に承りまして、その上で対応を考えていきたいというふうに考えております。

○田口委員 農林水産省としてはそれは当たり前のことなんです、私が聞きをしたのは、今、玉置長官の方ではやはり問題があるというふうな指摘をされておる。それで、当然、農林水産省というものは農協に対する指導監督の主務官庁であると思ひますから、農協の今指摘をされたような問題についてどのような認識を持っておられるのか。長官が指摘をしておられるような認識であるのか、それとも、いや、そういうことではないのだ、別の考え方を持っておられるのか、その辺を実はお尋ねをいたしたいと思つております。

○農田説明員 農協につきましている御批判のあるのは承知しております。ただ、私どももいたしまして、農協法に基づきまして農協はいろいろな事業活動を行っているわけでございますが、農協法に基づきまして国及び都道府県によります定期的な検査も行つているところでございます。このようなことで必要な指導を行っているところでございますので、農協の事業活動、いろいろやつておりますけれども、法に基づいて適正な範囲で行われているというふうな考えでございます。

○田口委員 余りはつきりわからないのですが、あなたにこれ以上言つても無理でしょうから、このぐらゐにしておきます。

そこで、先ほど長官の方から今後の問題についてちょっとお話がありましたけれども、監察局の方として、この農協に対する監察の問題について、これからの具体的な手順についてわかつておればひとつ教えていただきたいと思います。

○山本(真)政府委員 ただいま先生の御指摘の点でございますが、先ほど来、玉置大臣から申しておりますように、農協の行政監察は、農林省の農協等に対する指導監督行政の改善に資する、こ

いうことで、対象といたしましては国とか県の農協等に対する指導監督行政、その実施状況、さらに協力を得まして農協等の業務の活動実態、これにつきまして調査をいたす、こういうことでございまして。

手順といたしまして、先ほど大臣から御答弁ございましたように、大体十月下旬、すなわちたていまからでございますが、農水省等につきましてヒアリング等の準備調査に入りつつあります。そういういたしまして、来月ごろには若干の農協等のテスト調査をいたしまして、十分調査計画を練りまして、その上で来年の一月から三月にかけては全国的な調査を実施する、こういうふうな段取りでございます。

○田口委員 それで、時間の関係もありますから、玉置長官に先ほど申し上げました在外公館等に関する監察についてのお考えをひとつお聞きかせいたしたいと思います。

今までの新聞報道等によれば、それぞれニュアンスも少し違つておりましたが、いわゆる政府の海外援助に対する監察、それから在外公館の活動そのものに対する監察というふうに二つに分けられるような気もしておるのですが、ちよつとわかりかねる点もございまして、この問題に対する長官のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○玉置國務大臣 私は、これだけ経済大国になった世界の中の日本ということになりますと、政府開発援助、いわゆるODAでございますが、これをしっかりとやっていくということについては、これは当然だという考えを基本的には持つております。それに必要な予算措置それから人員の配置、これは当然考えていかなければならぬと考えております。

しかし、昨今の外務省のあり方を見ておりましたときに、少し自分たちの姿勢というものが崩れかかつてきておるのではないだろうかという疑念を持つておりました。それだけに、ここ三、四年の間、外務省のいろいろな会合にも私はもう出ていなかったのです。参議院にいらしたときに

は、戸塚先生なんかもおられたのですが、私はだれよりもだれよりもこの問題で先頭を切つてやつてきた。故人であります毛利松平さんを先頭にしまして、私が参議院の代表格でこれに参加してきただけです。

しかし、ここを聖域化するような動きが出てきて、どうもやはり姿勢が崩れてきておるのではないだろうか。基本的な考え方は、我々は政治家として大事なものは姿勢は政策に優先をするという事です。それでないと被援助国に対しても本当にありがたく思われぬ。ここに僕は力点を置いたわけなんです。年々ふえていきますODAの予算、平均したら一〇・二になります。汚職を起したJICAにしても七・七、予算でふえていっています。定員もそのとおりでありまして、よその官庁がスリム化されて減員をされていく中で外務省関係の定員だけがふえていくという、外務省だけではありませんが、とにかくふえていく中に入つておる。それならば余計にみずからの姿勢を正さなければならぬ、こう思つておるやうさきにJICAの汚職が起つた。

JICAの汚職が起つたときに僕は外務省の幹部の方と三回ほど会いました。そのときに、ああでない、こうでないという。外交官ですからね、外国へ行つてああでない、こうでないと言えないといかぬ。それは国内における行政官とまたわけが違つておりますから。特に外国の場合にはなかなか自分から謝らないという、こういう一つの習癖がある、それだから仕方がないのかもわかりませんが、みずから管轄する中で汚職事件を起して世間を騒がせ、国民に御迷惑をかけておるときに、そういう定員の問題、監察、調査の能力を持つておる私の前に来て、個人玉置ならいいと思ひますが、少なくとも国民の負託を受けておる、そういう監察、調査の能力を持つておる総務庁に来て、いや実はJICAの問題で国民に御迷惑をかけております、済みませんというその言葉が出てこない。そこで僕は、これはいかぬ、やっぱり僕の思つたとおりだ。そして、JICAの問題にし

まして、四十三人の定員増の要求が来ています、人数をふやせばいい、人数をふやせばこれは解決できるんだというその安易な考え方に、これはやっぱり反省を要するなと僕は思ったわけであります。

日本の援助についてはいろいろ取りざたされております。もう田口先生も御存じかも知れませんが、日本が出てきて有償、無償技術協力の援助を受けた場合に、その受けた当事者の間では確かにありがたがられても、どうもその被援助国の全国民的に、日本が出てきたら何かあるんじゃないだろうかという疑惑の眼が向けられている間は本当の援助にはならない、こう私は考えておったのであります。これを機会に外務省自身も自助努力をするという方向に変わられております。

どこまでやっていただくか、まだ具体的に、新聞報道しか見ておりませんが、外務省から、この問題についてはこうする、あの問題についてはこうする、また将来に向かって有償についてはこう、無償についてはこう、技術協力はどうというふうなことが出てきましたら、私はやっぱりありがたう受けて——面白いのは監察、調査なんか受けてなくて本当に国民の信頼に足るような役所であることが一番いいのです、これは。それだけにそういう方向づけを外務省自身がしっかりしてくれば何も言うことはない。しかし、当面事務的に、ここまで言い切った限り、本省に対する監察、在外公館に対する調査、そういったものについてはやっていきたい、こう考えておりました、在外公館に対しては六十二年度予算要求の中で実現を図りたい、こう考えておるところであります。

○田口委員 外務省にお尋ねをしたいと思うのですが、今の玉置長官の発言がありましてから私も二、三資料を見てみたのでありますが、四十九年の六月二十四日に、これは「技術協力を中心として」ということで外務省に対して勧告がなされておるわけですが、中身は相当たくさんになっておりますが、この要旨をちょっと眺めてみただけでも

非常に問題を感じておるのです。

例えば、外務省は、本来海外技術協力事業団が行うべき個々の技術協力案件の細部にまでわたって関与し、所属先補てん制度の奨励、研修実施、民間企業の税制の改善など、本来外務省が行政事務として推進すべき事項に積極的でない点が見られるので、その推進に努める必要がある。また、事業団については、内部における連絡調整、事務処理体制の整備、専門的知識能力、各種プロジェクト事業及び開発の調査事業等不十分な点が見られるので、外務省等は事業団に対し改善を図るよう指導する必要があると書いてあるわけであります。

ですから、四十九年の六月にこのような勧告がなされておるわけでありまして、当然この勧告の趣旨に従って適切な措置がとられておるといふことになれば、恐らく今回のような不祥事も出てこなかったのではなかろうか、こういう点に極めて問題を感じておるわけでありまして、一体、外務省としては、これらの勧告を受けてどのように今日まで対処をされてきたのか、まずお尋ねをいたしたいと思ひます。

○大島説明員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘のように、昭和四十九年に海外技術協力を中心としたしまして行政監察が行われました。この行政監察は、外務省を初めといたしまして、政府で技術協力に携わっております全部で十六の省庁でございますが、これを対象にいたしまして行われたものでございます。

その勧告は三本の柱になっておりまして、一部分たいたいま御指摘があったとおりでございますが、第一に、技術協力については体系的な運営の確立に努めるべきである。例えば技術協力の計画の実施の確保であるとか情報収集であるとか、あるいは評価制度をきつと確立せよとか、こういう内容から成るわけでございます。それから第二番目に、技術協力に携わる日本側の適切な人材を確保するようにという点が勧告されております。第三番目に、技術協力にいろいろございます各種

形態の業務運営の改善ということで勧告がなされておりました、非常に多岐にわたっております。

外務省といたしましては、こういう勧告を受けまして、その後関係省庁あるいは援助実施機関であります国際協力事業団等と協議をいたしまして、果次第の改善に努めてまいっております。それで、その改善措置の結果につきましては行政監察当局にも報告がなされておるわけでございます。

ごく簡単に要点だけ申し上げますと、例えば計画的な実施につきましては、関係省庁との協議を密接にするとかあるいは指摘にあります技術協力の資金協力の連携を強めるとかいうことでございまして、一番大きな点は、経済協力局の中に調査計画課を置きまして、こういった実施面での長期的な計画化に努めたという改善措置をとっております。

それから評価につきましても、局長以下局内の課長から成る経済協力評価委員会というものを設置しております。また、調査計画課という新しくつくりました課においても、経済協力に関する評価を主な仕事としてその充実に努めておるところでございます。

それから、先生御指摘のございました業務運営の改善につきましては、従来外務省と国際協力事業団の間で仕事の整理をできるだけ進めるといふことで、具体的に可能なところから業務移譲を行って事業団の自主性を高めるといふことを進めております。これにつきましては、漸次事業団が海外事務所を設置等を通じて整備されてきておりますので、そういった実態に応じて業務の移譲を進める分野を拡大いたして、自主性の強化に資するように努力をしております。

そのほか、経済協力全般の推進につきましては、私どもも各種の自主的な改善努力のための措置をとっております。具体的には、ごく最近の例で申しますと、外務大臣のもとに政府開発援助に關します効率的、効果的な実施のための研究会といたしたものも設けまして、部外の有識者の方々の意

見も幅広く徴しながら、果次第、その多様化し高度化しております技術協力におくれをとらないように、適切な、より効果的な、かつ思いやりのある対応ができるようにふだんから努力を払っているところでございます。

○田口委員 全く抽象的でよくわからないのですが、時間がありませんから、本委員会には先般在外公館に關する小委員会も設けられておりますので、改めてそういう機会等を通じてお尋ねすることになろうかと思ひまして、一応この問題を終わらせていただきます。

最後に、私は、行政監察局長にちよつとお尋ねをしたいと思ひます。

冒頭にも申し上げましたように、最近この行政監察ということが大変クローズアップをされてきておる、非常に国民も大きな関心を持っておるといふふうに思ひます。ところが、この行政監察というのにはある意味では国家権力の一つの大きな行使だろつというふうに私は思ひます。ところが、行政監察という制度そのものの仕組みについて国民はまだ十分理解をしておらない点がたくさんあるのではなかろうか。例えば、会計検査院のような形ですとかかなり多くの人がその内容について知らない。したがって、このことについてもう少し十分に国民に知っていただく必要がある、同時に誤解を与えていけないと私は思ひます。

先ほど大臣のお話の中にかいじ団体の問題もありました。行政監察といえどもどんなものでもやれるのか、私は必ずしもそうではないと思ひます。例えば、地方自治体の問題であるとかあるいは任意団体の問題であるとか、そういうものについては行政監察が及ぶのかどうなのか、極めて問題のあるところだろつというふうに思ひます。そこには一定の限界といひますかそういうものがあるのかというふうに思ひます。ありますが、行政監察局の方として、行政監察を行う場合についてのそういった基本的な考え方をこの機会にひとつ表明をしていただきたいと思います。

す。

○山本(真)政府委員 たいまい行政監察につきま
しての基本的な性格、あり方あるいはその対応の
仕方、それについて御説明するように、こういう
ことでございます。

先生御案内のとおり、行政監察、これは会計検
査院と違ひまして、政府内部における広い意味で
のいわば内部監察、この点がまず会計検査院と基
本的な違いの第一点でございます。それから第二
の点は、御案内のとおり会計検査院は基本的には
会計経理の問題というものが中心でございます
が、行政監察の場合は行政全般、つまり行政の体
制あるいは施策の中心、運営等々全般にわたる、
こういう点がまず基本的な違いかと存じます。

そこで、行政監察の対象でございますが、これ
は総務庁設置法によりまして、いわゆる各省庁の
行政全般、本庁内部部局あるいは附属機関、出先
機関、この行政全般並びに地方公共団体、これに
対しまして同が相当の委任事務を行っております
、あるいは補助を行っております、こういった
委任、補助の業務、こういったことも調査という
ことで対象になります。さらに、いわゆるかつて
の三公社、ただいま二つが株式会社になりました
が、これも特殊法人でございまして、これらを含
めた特殊法人全体、この業務が調査の対象にな
ります。しかしながら、民間のそれらの関係団体につ
きましては、これはあくまで任意調査、協力を得
まして必要な限りにおきまして調査資料を御提供
いただく、こういうふうなことでございまして、
行政監察及び調査の対象というものはこういうも
のでございます。

それから、行政監察の目的ということござい
ますが、私ども、個々の不正、不当の事案の糾弾
にわたるようなことを目的とするものではござい
ません。あくまで行政全体が、体制、施策、運営
全体につきまして、これが変化に対応しまして本
当に効果的で適正で効率的に行われているかどう
か、そういうことを調べて問題点を指摘し、
これの改善に資する、こういうふうな目的で行政

監察をいたしておるわけでございます。

ただ、先生御案内のように、私ども行政監察を
やります場合もそこにキャパシティの制約がござ
いまして、毎年、行政全体につきまして検討し
たしまして、来年度はどのようなテーマを取り上
げるかというふうなことでいろいろ計画をいたし
ます。今後は少し中長期ベースでテーマもあわせ
て検討したい、こういうようなことでただいま検
討いたしておりますが、そういうふうな年度の前
に全体のテーマをよく検討いたしまして、そうし
まして毎四半期ごとにテーマを決定いたしまし
て、そして中央で予備的なテスト調査等もいたし
まして計画を練りまして、必要に応じて全国的
に出先機関を使って実態調査をして、そして取
りまとめを行ひまして報告をする。常に変化に対
応いたしまして機動的にも問題を取り上げる。

最後にもう一点でございますが、全国的な視野
から扱うのが適当な問題もございまして、あるい
は問題によりましては専ら現地的に改善する方が適
当な問題もございまして、先ほど大臣から御説明い
たしました、例えば団体の問題というのは全国的
的な視野から検討をするのが適当な問題でござい
まして、一事務所で取り上げるのは必ずしも適当
ではない。こういったものは地方監察としてやる
必要はございませんが、なお問題によりまして現
地的に改善を要するような問題につきましては、
例えば毎年三百件くらいの地方監察をそれぞれ現
地で行ひまして、現地的に改善を推進している。
まあ大体そういうことがざっと申し上げます
と基本的な性格であり、私どもの運営の方針でござ
います。

○田口委員 それでは、時間の関係もありますの
で、これで終わります。ありがとうございます。

○石川委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後三時二分開議

○石川委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。斎藤節君。

○斎藤(節)委員 まず、本題に入る前に、本日人
事院勧告が完全実施されることが閣議決定されま
したが、これに基づいて、いつこの法案が提出さ
れるのかということが一つの焦点になろうかと思
うわけでございます。今国会で補正予算が提出さ
れるわけでありますけれども、そのときに間に合
うように出されると見てよいのかどうか、その
辺、総務庁長官にお尋ねしたいと思ひます。

○手塚政府委員 確かに先生のおっしゃるよう
に、きょう給与関係閣僚会議、引き続いて閣議で
今年度の人事院勧告について勧告どおり実施する
ということをお決めいただきました。したがいま
して、そういう政府の取り扱ひ方針が決まりました
ので早速作業に取りかかりまして、できるだけ
早く法案化を図るということで作業に着手してい
るわけでございます。

ただ、中身的には私どもの立場から考えまして
当然補正の中身になるものと理解しております
が、法案が補正予算と一緒に進むべきかどうかと
いう点は、私ども必ずしもその点は同時にいかな
ければいけないというふうには考えておりませ
ん。実際問題といたしまして、過去の例によりま
すと、取り扱ひ方針が決まりましたから法案提出
まで二、三週間かかるというのが例でございま
す。その中でも、なるべく早く御審議を仰げるよ
うに、急いで法案をつくるように目下努力を始め
ているところでございます。

○斎藤(節)委員 国家公務員の方々はみんな大変
首を長くして待っているわけでございますので、
できるだけ早く法案を提出していただきたい、そ
ういうふうに思ひます。

さて、本題に入らせていただきますけれども、
九月十九日、東京都八王子市高尾の御衣霊堂で産
業殉職者合祀慰霊式が行われたわけでありますけ
れども、それに私、労働大臣などと一緒に参加さ
せていただいたわけであります。そこで非常に目

を引きましたのは、幼い子がお父さんを亡くして
本当にかわいそうな状況にある、また、若いお母
さんが泣きながら献花しているというような状況
を私、見まして、公務災害といひましようか、こ
ういふような労働災害で亡くなるということは大
変気の毒だと思つておたつたわけでありますけれ
ども、本年の八月一日、人事院は国家公務員災害
補償法の改正に関する意見の申し出を行ひまし
て、政府はそれを受けて今般本法案を提出してき
たわけであります。

まず、本法案の審議に入る前に、総務庁長官
に、公務災害あるいは公務災害補償についての基
本的な認識をお伺いしたいと思ひます。

○玉置国務大臣 国家公務員の仕事というのは大
変な仕事でございますので、災害を受けないよう
に十分事前にいろいろ配慮をする、これは当然
役所の方もそうでございますが、本人もそれは公
僕として自分の身辺というものに十分注意を払っ
てやっとなければならぬ。

基本はそうでございますが、不幸にして災害を
受けた場合は、これは民間との均衡に十分配慮し
ながら、国ができるだけのことを皆さんのお力添
えをかりてやっというふうなことをやっと思つて
おります。

○斎藤(節)委員 今回の災害補償法の改正に関し
まして社会保障制度審議会からスライド制に関す
る答申があったと聞いておりますけれども、この
答申についての趣旨と、それに対する人事院の考
えはどうなのか、お伺いしたいと思ひます。

○大城説明員 社会保障制度審議会の御答申の際
に、今お話しのような趣旨のことが付言されてお
りまして、制度によつてスライドのあり方に相違
があるので将来検討されることが望ましいという
ことでございました。それぞれ年金関係について
スライドの制度がいろいろあるということで、そ
の違ひを問題にされたことであらうかと思ひま
す。

私ども、国家公務員の災害補償法に關しまして

は労災保険法に倣って六割の賃金スライドを行うということを定めておりました、これについてはかとのバランスの問題、いろいろ難しい問題があるろうかと思いますが、基本的には労災との均衡を考慮しながら考えていきたいというふうに考えております。

○斎藤(節)委員 次に、国家公務員の災害補償の現状はどうなっているのか、その概要を簡単に聞かせ願いたいと思います。

○大城説明員 国家公務員が災害をこうむった場合の補償、それから福祉施設というものがあられるわけでございますが、これは人事院が指定しております三十八の実施機関、各省庁でございまして、それがその任に当たっております、人事院が補償法の規定に基づきましてその完全な実施を図っていくということで、それぞれ、補償につきましては、療養補償、休業補償、障害補償あるいは遺族補償など九種類、それから福祉施設はいろいろなものを十九種類、さまざまございまして、そういうものを実施しております。

○斎藤(節)委員 公務災害の発生を防止するといふことが非常に重要だと思いますが、過去三年間の災害報告件数及び公務災害認定はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思ひます。

○大城説明員 災害として認定いたしました件数を三年度について見てまいりますと、五十七年度が一万五千二百四十三件、五十八年度が一万五千七百十八件、五十九年度が一万五千九百九十九件といふこととありますが、傾向としては年々減少傾向にあるというふうに考えております。

○斎藤(節)委員 減少傾向にあるといふことは非常に結構なことだと思います。

そこで、この繰越件数でございますね、いわゆる未処理の件数が、五十七年度七百九十三件、五十八年度九百三十四件、五十九年度六百五十一件、このように残っているわけでありまされども、未処理というのはいくつかどうか、また、災害と認められず補償もなされていないといふことなのかどうか、この未処理事案に対しての主な理由とその取り組みについてお尋ねしたいと思ひます。

○大城説明員 ただいま御指摘のありましたような件数があるわけでございますけれども、未処理と申しますのは、例えば年度末近くになってから報告があつて、その調査にかかっているあるいは手続をしている最中で、まだ最終的な決定がなされていない、そういうようなものでございまして、

○斎藤(節)委員 公務による災害の防止とは別に、職員の健康管理も重要な問題であると私は考えているわけです。特に最近、ワープロあるいはパソコン、こういったVDTの作業に従事する者の健康管理が議論されておりますけれども、まずこの点について、民間の状況はどうなっているのか、また労働省としてはどのように対応しているのかについてお尋ねしたいと思ひます。

○佃説明員 VDT作業につきましては、目の疲れや手腕系への影響が指摘されておりますので、労働省では労働衛生の観点から調査研究を進めてまいりました。それら調査研究の結果を踏まえて、昭和六十年十二月に「VDT作業のための労働衛生上の指針」を定めまして、局長通知で出してあります。その内容は、作業場の照明や採光、作業姿勢、連続作業時間、健康管理などに関するものでございまして、

この指針は、VDT作業におきまして労働衛生管理につきましまして、関係労使が適切な作業環境管理、作業管理及び健康管理に積極的に取り組むことをその基本としているものでございまして、現在この指針の関係事業場への普及定着に努めているところでございまして、また、その一環として、中央労働災害防止協会等の安全衛生団体を通じてVDT作業に関する労働衛生教育を実施しているところでございまして、

○斎藤(節)委員 公務においてもVDTの導入は著しいものがあると思ひますけれども、人事院が中間報告として昨年五月に発表したVDT導入・使用状況等の調査結果によると、表をいただいておりますけれども、相当数の職員が従事していることがわかつたわけでありまして、

その調査結果を受けて人事院は六月十四日、「VDT作業従事職員に係る環境管理、作業管理及び健康管理について」という通知を出したと聞いておりますけれども、その趣旨はどのようなものでありましようか。

○大城説明員 ただいま御指摘のありましたようなVDT作業に関する通知を出したわけでございますが、これは先ほど労働省の方のお答えにもありましたが、これは民間での導入が進むと同時に、国においても近年広範なVDT作業の広がりがあつたという状況を前提にいたしまして、それらの情勢に対処するためにVDTの管理基準等についての検討を人事院としても行いまして、趣旨は労働省の方の通知と同様でございますが、公務の特性に配慮してその検討をいたしました結果、ことしの六月十四日にそういう通知を出したということとでございます。

○斎藤(節)委員 人事院からの通知が出されたのが今も御答弁されましたように六月十四日でありまして、今十月でありますのでちょうど四カ月ということになります、この通達ほどのように実施されているのか。例えば総務庁などはVDTの作業が非常に多いように私は思うのでありますけれども、総務庁統計局などVDT従事職員が多いようなところではどうなつておるのか、その辺をお尋ねしたいと思ひます。

○三浦政府委員 総務庁統計センターにおけるVDT作業におきましては、昭和六十一年六月十四日付で人事院から通知のありました「VDT作業従事職員に係る環境管理、作業管理及び健康管理の指針」に沿つて、環境管理、作業管理及び健康管理等を実施しているところでございまして、

○斎藤(節)委員 人事院としては、VDTの導入状況の調査を行い、また今年通達を出しているわけでありまされども、その後のVDTの導入状況がどうなつておるのか、また通達がどこまで実施されているのか、そういった問題についても後追ひ調査を行う必要があると私は思うのでありますけれども、その辺はどうなつておるか、どう考えておられるか、お伺いしたいと思ひます。

○大城説明員 VDT作業の通知を出しましてから四カ月ぐらいたつたわけでございますが、まだ全体的な状況を把握するといふところまでいっておりません。各省庁におきまして、私どもの示した指針に従つて体制整備をするといふことであるいは御検討を願つておられる段階であるかと思ひます。私どもにもいろいろ御協議等がございまして、その際に私どもとしての考え方なり指導の方向についてお話を申し上げているわけでございますけれども、おおむね各省庁ともこの指針の線に沿つて御検討いただいていると考えております。

これから先の実施状況につきましては、環境整備等をするためには若干時間かかるかと思ひますので、いつの時期といふことをまだはつきりはしておりませんが、かかるべき時期になりましたら、その状況についての調査をいたしたいと思ひます。

○斎藤(節)委員 確かに時間もかかります。また予算もかかることとありますからそれは仕方ないかと思ひますけれども、ひとつよろしくお願いしたいと思ひます。

次に、さきの百四国会において労災法の改正の際、労災保険未加入中の事故に係る補償制度の改正がなされておりますけれども、この改正の趣旨をお聞きしたいと思ひます。

○岡山説明員 お答え申し上げます。さきの国会におきまして労災保険法の改正をいただいたわけでございますけれども、その際に、労災保険の強制適用事業になつておりながらいろいろな手続を怠つておりました、いわゆる未加入事業場といふことになつておる事業場で労災事故が発生した場合に、従来、保険料につきましましては時効にかからない二年間分をさかのぼつて徴収する、こういう措置を講じてきたわけでございますけれども、ただ一方、保険関係の成立届けをいたしておりました、しかし何らかの事情で保険料の

滞納をしておった期間中に労災事故が発生した場合は、保険料をさかのぼって取るだけではなくて、その保険給付に要しました費用の全部または一部を徴収することによっておったわけでございます。

そこで、この二つを比べてみますと所定の手続を行って事業主の方がかえって不利益な取り扱いになってしまふ、こういう均衡上の問題もあつたわけでございます。このために事業主の方では意図的に加入手続を怠るというような問題もございましたので、この是正をする必要があるというところで御指摘を受けておたわけでございます。こういうことで、労災保険審議会の建議を受けましてこのような不均衡をなくしまして、未加入中の事故に関する費用徴収の制度につきまして、ただいま申し上げましたように、手続を怠っておった場合の事業主につきましても費用徴収をするというように改正をいたしたわけでございます。

○青藤(節)委員 保険料を未納するというような事業所は、その経営状態、作業環境も余りよくなく、また事故発生の可能性も高いのじゃないかと私は思うわけでありまふけれども、このような未納の状態の事業所で災害に遭つた労働者といふすか従業員に対してはどのように救済しようとしておるのか、お尋ねしたいと思います。

○岡山説明員 答え申し上げます。ただいまお話ございました労働者の方につきましては、労災保険法の強制適用事業になっておるわけでございますので、したがひまして、事業主が保険加入の手続を怠つておつたという場合におきましても保険給付は実施をするということ、この点につきましては今回の改正で変更を加えておりません。従来どおり保険給付をするということにしております。

○斎藤(節)委員 わかりました。現実には保険料未納額というのはどのくらいあるのか、御説明願いたいと思うわけです。また、労働省としてはこの問題についてどのように対応

しておられるのか、お聞きしたいと思います。○早坂説明員 昭和六十年度におきまして労働保険料として徴収すべきものとして決定された額が二兆四千五百億円ほどでございますが、このうち六十年度末の滞納額は五百億円程度でございます。

労働保険料は自主申告、自主納付、こういう制度で運用いたしておりますが、私どももいたしましては、あらゆる機会を通じて事業主に対する法令の周知徹底を図つて、これによって適正な納付が行われるよう指導を行つております。また、法定期限内に納付が行われない事業場に対しては督促状を発送し、必要に応じて差し押さえを含む滞納処分を実施する等により、納付者間に費用負担の公平を失しないよう努めているところでございます。今後とも、なおさらに適正徴収に努めてまいりたい、そう考へている次第でございます。

○青藤(節)委員 次に、年金額についてでありまふけれども、昨年の法改正において、給与水準が六%以上、上下した場合、人事院規則で定めるところにより、当該変動率を基準として翌年四月以降の年金額を改定して支給することになりましたけれども、六十年度の給与動向率は五・七四%、今年度はきやうありましたように二・三%でありまふすから、単純に考えましても八%を超えていることから、来年の四月から年金額が改定されるものと思つたわけでありまふけれども、具体的改定内容はどうなつておるのかお尋ねします。

○大城説明員 スライドにつきましては、ただいまお話しのような改正がなされました結果、六十年四月の給与水準との比較で六十年四月の給与水準が六%以上になつておる、そういう賃金上昇があつた場合にスライドが行われるわけでございます。ただいまお話しのような給与の改定率を前提にすれば、六%を超えるということが考えられるわけでございます。その六%を超える率を基準にいたしましてスライドによる改定が四月から行われることにならうかと思ひます。具体的に、給与決定が実施されました後、来年四月まで

にこれを公示するということで行いたいということでございます。

○青藤(節)委員 次に、法案の内容について伺ひますけれども、まず、今回の法改正の第一番目に挙げられております年金額算出の基礎となる平均給与の月額、これに最高限度、最低限度の額を設定した理由をお伺ひしたいと思います。

○大城説明員 最高限度額、最低限度額を設定した理由でございますけれども、原則として、補償が行われる場合に、事故発生前の三ヶ月間の給与を基礎として一日当たりの給与額の算定をいたします。その額を用いて補償を行うということになるわけでございますが、年金たる補償の場合には、それを基準にして長い間給付が行われていく、そのことに伴ひまして職員間のアンバランス、均衡を失するというような点が出てまいりますので、それを是正するという観点から最高、最低の限度額を設ける、そういう改正を行うということでございます。

○青藤(節)委員 今回の法改正では年金の場合に限つて平均給与額に限度額を設けているわけでありまふけれども、休業補償など一時金については平均給与額に限度額が設けられていないのはなぜでありまふか、お伺ひします。

○大城説明員 休業補償などの場合に一時金として出されるものは、年金と異なりまして一ヶ月限りの給付でありますし、それから災害発生日に近い時点で補償が行われるということでございますけれども、年金の場合にはさらに長い期間にわたつて補償が継続していくことからの違いがある、その点で年金の場合にはそういう不均衡が生じてくるということでございますので、そういう措置をとらうということでございます。

○青藤(節)委員 これはちよつと蛇足みたいなのですが、すけれども、この最高、最低額は人事院が定めるということでありまふけれども、具体的には何を基準に決めておられるのか、簡単に言つてください。

○大城説明員 これにつきましても労災保険制度の方におきまして同様の制度がとられることになつ

ておりまして、そちらの方は賃金構造基本統計調査の結果に基づいて算出する、私どもの国家公務員災害補償は、それとの均衡を考慮しまして、労災の方で定められました最高限度額、最低限度額を考慮して定めようということを考へております。

〔委員長退席、船田委員長代理着席〕

○青藤(節)委員 この制度改正によつて影響を受ける職員はどの程度いるのか、また必要経費の増減はどのくらいになるのか、お伺ひします。

○大城説明員 現段階では、まだ推計でございますけれども、五十九年六月の賃金構造基本統計調査によりまして試算した限度額を六十年三月における年金受給者、これは千七百六十四人でございますが、これに適用いたしまして試算いたしますと、最低限度額の設定により年金額が増額される者は約百二十人、最高限度額の設定によりスライドが停止される者は百三十人弱ということでございます。いづれも全体の約七%程度というふうになつております。

それから、経費がどうなるかということの見通しにつきましては、実は積算がなかなか難しい状況でございます。はつきりした見通しが立てられないということでございます。

○青藤(節)委員 七%程度でありますから、それほど経費の増減はないのかもしれません。わかりました。

この法律の施行に必要経費措置を定めることになつておりますけれども、既に年金を受給している人で最高限度額以上あるいは最低限度額以下の年金を受けている人に対してはどのように対処されるのか、お答えいただきたいと思います。

○大城説明員 改正法の施行時に既に年金たる補償を受けている方につきましては施行時における平均給与額を保証するということを考へておりますが、ただし、施行後に年金たる補償を受けることになつた者との均衡の問題がございますので、その平均給与額が最高限度額を超えている間につきましては年金たる補償のスライドを停止すると

いう措置をとるようになっております。なお、最低限度額につきましては、施行時に既に年金たる補償を受けている者についても施行後に年金たる補償を受けることとなった者と同様にこれを適用するということに考えております。

○斎藤(節)委員 結局、最高限度額の者はそのままスライドしていく、そして最低限度額の者は上げていくわけですね。そういうふうな解釈でよろしいですか。——では、結構です。

次は、二点目の改正点でありますけれども、通勤の定義に関する規定の整備について。通勤災害についての規定を人事院規則によって整備するという内容になっておりますが、具体的にはどのような内容を考えているのでございましょうか。

○大城説明員 従来からあります行為のほかに新たに加えるものとして、学校教育法による大学において教育を受けることその他職員の職務能力の開発向上に資するものと認められる行為、それから今お話のありました人工透析その他生命維持に不可欠な医療を受けた場合、そういうものを従来行為に加えて人事院規則で定めるということを考えております。

○斎藤(節)委員 例えば人工透析ということでありましても、診療行為の中にはそれ以外にももっと時間のかかるようなものもあるのじゃないかと思ひますので、これらについても保護の対象として明確にすべきではないかと思うのであります。いかがでございましょうか。

○大城説明員 医療行為の關係につきましては、通常の通勤の途中でそういうことを受けるということとを前提に考えているわけにございまして、一般的に申しますと、非常に長い時間の医療行為を要するといふようなものはそういう通勤の途上で行われるということはむしろない、したがって、そういうものは従来から入らないと考えているわけにございまして。

例えば人工透析というように申しますと、今のような状況ですと通勤の途上においてそれを行うことも必要であり、それが日常生活上当然行

われなければならぬ行為になっている、そういうケースもあるということから対象に取り込むというところでございまして、同様の趣旨のものがあると思ひますが、この取り扱いにつきましては労働保険の方でも同様のことをお考えのようではございませんので、それとのバランスを考えながら検討したいと考えております。

○斎藤(節)委員 次は、国家公務員と民間企業従業員とでは、死亡した場合または傷病を負った場合の給付金の額に差があり過ぎることは何回も今まで指摘されているところであります。五十五年の法改正の際の附帯決議でも、「民間企業における業務上の災害等に対する法定外給付の実情にかんがみ、公務員の場合においても適切な措置を講ずること。」このようになっていくわけでありまして、この問題についての検討状況はどうなっておりますか。

○大城説明員 御指摘のような附帯決議がございまして、その問題、私も考えているわけにございまして、いわゆる民間企業における法定外給付と国家公務員の場合の特別保護金との関係で、国の方が給付が低いではないかという問題が前からあるわけにございまして。

それで、民間企業における法定外給付の性格が実はいろいろございまして、弔慰金であるとか見舞いとかあるいは逸失利益のてん補とかさまざまございまして、そういうものは果たしてどう考えるべきかということなどの問題点がございまして、そういうことを念頭に置きながら特別保護金について改善を図ることを私も検討してきておりますが、民間企業の方でそういう法定外給付が次第に増加しているという状況にもございまして、それらの状況を見ながら、ただいま申し上げましたような性格的な問題もございまして、そういうものを含めて改善を図る方向で検討したいと考えております。

○斎藤(節)委員 特別保護金というのはどのぐらいの額ですか。三百万円ぐらいですか。

○大城説明員 公務の死亡の場合に遺族に対して三百万円というのが最高額でございまして。

○斎藤(節)委員 被災職員の社会復帰の促進の措置については、労災の場合は労働福祉事業団によって一定のサービスが提供されているわけでありましても、公務員の場合に相当するようなものはないのかどうか。あるとしたらどのようなもので、また、ないとしたらどのようなことを検討されているか、お尋ねします。

○大城説明員 労災保険におきましては、いわゆる労働福祉事業なるものが行われておるわけにございまして、それに対応しまして国公災では、いわゆる福祉施設ということで、外科後処置とかリハビリテーション、アフターケアといったものを内容とする社会復帰の促進を目的とする施設を行っているわけにございまして。

今お話のありました福祉事業の中では、国家公務員ではそういうものはないというものでございまして。例えば労働福祉事業団で労災病院を併設しておりますが、そういう施設がないではないかという問題もございまして、労災病院の方にも被災労働者に限らず労働者一般に利用できるような形で行われておりますし、国だけ独自にそういうものを持つということにつきましては、果たしてそれだけの規模のものが確保できるかどうか、いろいろな問題がございまして、しかし、福祉施設につきましては、基本的に民間におけるこういったものの取り扱いを考慮しながら、今後とも改善を図る方向で進めていきたいと思ひます。

○斎藤(節)委員 余りぼんぼんと進んでしまひまして、時間も余つてしまつたわけにございまして、最後に総務庁長官にお尋ねしたいのであります。総務庁長官、ちよつと出てきていただけですか。——では総務庁長官でなくてもいいです。

国家公務員災害補償法は、公務員が公務または通勤によつて災害を受けた際の補償を規定したものでありますけれども、この補償が十分でないと思ひ、安心して公務に全力を傾注することはできないわ

けであります。常に見直しを行つて安心して公務に専念できるようにすべきだと考えるわけにございましてけれども、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○手塚政府委員 大臣も全く私と同じでございまして、先生最初に御指摘になったようなケース、一家の大黒柱が急に倒れたというような場合には、本当に家族にとっては大変なことではございまして。大臣も答弁いたしましたように、本来はそういった災害はなるべくないようにということに努力するわけですが、万が一ということも現実にはございまして。そういう場合に一家のことを考えますと、仮に職員が不幸にして倒れても家族がそれで困ることのないようにということは本当に大切なことだと我々認識しております。

そういう意味で、労災の方も同じような状況でいろいろ検討もされております。それを受けて公務員の場合については人事院の方には検討しているわけにございまして、今回のように意見の申し出がございしましたら、それを受けて政府としては極力それに沿つた施策を講じていきたいというふうに考えておるところでございまして。

○斎藤(節)委員 ではひとつそれをよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間が少し余りましたけれども、これで私の質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○船田委員長代理 速記をとめておいてください。

〔速記中止〕

○船田委員長代理 速記を起してください。

和田一仁君。

○和田委員 長官がお見えになりませんので、その前に法案について質問を始めさせていただきますと思ひます。

上程されておりますこの国家公務員の災害補償法についてでございますけれども、公務上の災害の実態について御説明をいただいて、その災害が一体どんな発生状態にあるのか、どんなふうな推

移をしているのか、減っているのかふえてくるのか、そういうことについて、できるだけ職種別にお調べいただいたものがあればお教えをいただきたいと思っています。

○大城説明員 災害発生の状況でございますが、最新時点では五十九年度のデータでございます。五十九年度中に実施機関が公務災害または通勤災害ということで認定いたしました件数が一万四千九百十二件、公務災害または通勤災害でないとして認定した件数が二百七十八件、そういう結果が出ております。

この災害の発生状況の推移を見てまいりますと、五十五年から、一万六千五百七件の後、減少傾向になっておりまして、五十九年度では今申し上げましたような一万四千九百十二件ということで、基本的には災害の発生状況が改善されてきているというふうに理解をしております。

職種別等には必ずしも詳しいデータがないわけですが、いわゆる現業、非現業の別で見えてまいりますと、非現業が五十九年度の数字では二千八百八件であるのに対して、現業が一万二千四百四件ということで、八割が現業ということ、やはり災害の危険性がそういうところが多くなっているということがうかがわれるかと思っております。

〔船田委員長代理退席、委員長着席〕

○和田委員 当然現業の方がそういった災害の被災率が高いかと思っております。しかし、全体の推移を見ればむしろ減少傾向にあるということとは大変喜ばしい傾向だと思っております。

この補償法の適用を受ける職員の実態からいいますと、全体で対象人員が約百万人、こういうふうに関しておられるわけですが、そのうち非常勤職員というものがどれくらいいらっしゃるのか、そういう非常勤職員というのはどういう職務の方が多いいのか、また、そういった人への災害補償の実態はどんなふうになっているか、こういったデータがあればお示しいただきたいと思っております。

○渡邊説明員 非常勤職員と申しますのは、時期調査時点によりましてかなり数字等が変わつ

てまいります。現在手元にございます数字では大体二十万人見当でございます。

ただ、職種別ということになりますとちょっと手持ち資料がございませんので、御勘弁いただきたいというふうに思います。

○和田委員 時期によつてそれは正確な数字は動くとは思いますが、概数二十万というふうなことも聞いておられるわけですが、各省庁別にどういうような数であるかは全然調べたこともないのでしょうか。ございますか。

○渡邊説明員 省庁別ということでございますれば手元に資料がございます。一応数の多いところを申し上げますと、法務省関係でほぼ五万人、それから文部省関係で四万七千人ぐらい、労働省関係で一万八千人、厚生省関係が一万五千人、大体こういった状況になってございます。

○和田委員 私が想像していたよりも、非常勤職員の数が非常に多いところと少ない省庁とで差が随分あるわけですね。これはそれぞれ仕事の内容によつて違ふのだらうと思うのですが、こういった非常勤の人にも同じような補償法が適用されているわけですか。

こういった実態の中で被災の率を見てまいりますと、非常勤の方と常勤の方とは災害を受ける率はどのような関係になっているか。常勤の方は、そういった自分の仕事の内容について非常勤の方よりも対応がきちっとできていて少ないのか、それとも逆に多いのか、そういった点はどうかでしょうか。

○渡邊説明員 災害の件数を常勤職員と非常勤職員というふうな形で分けてみますと、先ほど申し上げましたように、一万四千件のうち一万二千三百件くらいが常勤職員ということでございまして、非常勤職員につきましては千七百件ばかりということでございます。そういうような状況になってございます。

○和田委員 長官がお見えになられたので、ちょっと質問を長官への質問に切りかえさせていただきます。

玉置総務庁長官に質問できる機会が私、初めて

でございますので、こういった機会に長官の最近のいろいろなお考えについて、新聞等で出ております問題について、災害法の質問に入る前に若干長官の御見解を伺っておきたい、こんなふうに思っています。

まず第一に、総務庁長官として、行政監察局の機構を活用してこれから種々の監察をやつていく、こういうような御決意のようでございます。伝えられているところによりますと、農協、食糧制度あるいは海外経済援助、在外公館、具体的に事例をお挙げになって、こういった問題についての行政監察を行いたいという御抱負をお持ちのようには私も承っております。が、こういった長官の御発言に對しまして私どもは、長官が言われること、やらんとされていること、そのお考えの真意をぜひこの場でも伺いさせていただきたい。まずこのことについて伺いたいと思っております。

〔委員長退席、船田委員長代理着席〕

○玉置國務大臣 和田先生御承知のように、総務庁というのは監察オンリーのところではないのです。たまたま私が就任をさせていただきまして、そうして比較的タブー視されておた問題、しかし国民の中では、そのことは政治の場でだれかがひとつ声を上げてくれぬか、そういう気持ちがあることを私は百も承知でございました。幸か不幸か長官に任命されました。そして取り上げたのが農協問題であり、ODAの問題であり、さらにもう一つやりたいと思つておられるのは金融資本の問題であります。そして、そういうことを言われたい、あいつは何か事件屋だということを言われたいので、この辺で監察のある程度の線引きはしなければいけぬかと考えております。

しかし、監察というものは、私は、監察は監察なきを期すを理想とする、こう思っております。監察なんて入れなかつた十分国民の皆さん方の御要望にこたえるような行政が運営されているというところが最も望ましいということでありまして、それを前提にしまして、今言いましたよう

に、国民が、だれかがやってくれぬかなという問題を取り上げてきたわけですね。ですから私は、総務庁の監察権という調査権、そういうものは会計検査院のそれと違ひまして、監察、調査をした結果、いいところがあれば、それはこういう事実で、かくかくしかじかだ、だから国民の皆さん、これは賛嘆してやつてほしいというふうな評価を加えて結果を発表するというようなことにもしたいと考えております。

しかし、何せこのところ脚光を浴びてきたような形なので、私はこまごまマスコミの皆さん方に御協力いただけるようなことを考えておりませんでしたが、とくに総務庁の出先の機関まで張り切つておりまして、士気が大いに向上して、いいことではないか、こう考えておりますが、やはり監察、調査といつてもおのずから限界がある。その限界をどの辺に置くべきかということも考えながら指導していききたい、こう考えております。

○和田委員 私ども民社党は、行政監察というものは大変大事だ、こういうとらえ方をしております。今の総務庁にある行政監察局、これはやはり行政の部内の監察になります。私どもはむしろ行政監察というものは、各省庁から独立して、さきさき長官みじくも言われまして、けれども、国民がやつてほしいという問題、そういうものを公正に、厳正に監察できるようにシステムがもつと望ましい、こんなふうにも思つて、実はオンブズマン制度みたいなものを我が国も導入してはどうかというのをかねてから主張してまいつておられるんですが、なかなかそこまで参りません。今行えるのは長官のお手元にあるこの監察局の監察機構であらうと思つております。

そういう意味で、今長官がおっしゃるように、国民が行政に対していろいろな希望や苦情やその他のものを持つておられる場合に、これを監察し、監視し、あるいは苦情相談に応じる、こういう機能を行政監察局は行われるのだらうと思つておりますけれども、それを具体的にお示しになっておやり

なる、こういうことをいろいろな新聞で見られるわけなんです、また一部には、今おっしゃる通りに聖域のようにタブー視されていた。私は行政監察に聖域があつてはいけないと思うのです。

そういうことを見ておる中で、やはりいろいろと不協和音も聞えてくるようですね。長官のそういう意図等を、むしろ足を引っ張るというのか、打ち消すような発言もあるようではないですか、例えばODAの監察についても、こういったことは相手国に対する内政干渉になつてはまずいから十分慎重にやれとか、あるいは農協の監察については、これは法人格が違うのでそう簡単にはいかないぞというふうなお話とか、あるいは国体の新聞に出ておりましたけれども、かいじ国体の監察を、何か特別な発言があつたので、これは部分的にはやらないで全国規模でやった方がいいという見解のもとにやめてしまふというふうな、こういうものを見てまいりますと、行政監察に対して長官があれほどはつきりおっしゃつていながら、一体これができるのかどうか、その点と、こういう政府内あるいは自民党の幹部の発言の中で長官の意図と違ふような発言があるということ、ODAがたがたが言うのはおかしい、総務会で問題にするぞなんという発言が新聞に出てくるわけですね。こういう不協和音的なものがある中で、長官はこれからの監察について具体的にどういうふうになさるおつもりか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○玉置国務大臣 私はいろいろな問題を投げかけて、こういう国会の場所でも発言を許していただいておりますが、不思議に農協問題にしましてはODAの問題にしまして、外からはああ言うたこう言うたというのは聞えてくるのですが、私に直接言うてきた者は一人もおらぬです。大抵自民党ですと文句は言うてくるのですよ。ところが、党も政府も私に直接、それは玉置君行き過ぎだぞとかこれはやはり自重してくれとか、そういうことは言つてこない。だからこれからは——また私は人に言われて聞くような性格じゃないです

よ。自分で政治信条を持つてやつておる問題ですから、人に言われて、へえ、そうでございますかと下がるようなものだったら初めからやらない。ただ、かいじ国体の問題につきましては、これは私は全然ああいうことは知りませんでした。しかし、いろいろ報告を受けて、そこまですてなかつた。そのいつてないときに金丸副総理から電話がありまして、何とかおい、困つたものだとおっしゃる話がありました。私も事実和歌山で国体をやつておりました、剣道連盟の会長、それから体操連盟の会長をやつて協力してきまして、金丸さん以上に協力してきた、そういうことから考えれば当然いろいろな問題があるということとはよく知つています。ですからかいじ国体の方は、あそこ所長がむしろ一般に見たら気負ひ込んだと思われまふが、今総務庁の監察の士気が向上しておるその一つのあらわれだ、大いに彼を介護してやらねばいかぬというふうに私は考えておりますが、全体の流れの中ではないかなることを言うてしようと一歩も下がるものではないと思ふ。

しかし、農協でも外務省でも、それぞれの担当におかれて、やはり我々は反省すべきところは反省すべきだ、それで、総務庁だけに事務的な監察、調査を煩わすことなく、自助努力で立派なものをつくつてみせまうと云つて次々具体案が出てきたら、それがもう国民の要望にこたへることになるんじゃないだろうかと思ひます。しかし、なかなか、今綱引きの最中でございまして、どうか国会の与野党の先生方、玉置和郎を支援していただきたい。きょうお願いするのは初めてでございますので、よろしく願ひします。

○和田委員 いみじくも、きょうですかきょうですか、金丸副総理の方から電話があつたというお話でした。長官はそこまですてなかつたけれども、副総理の方から電話があつて、困つたことだ、何とかしてくれ、こういう電話だというのが、その困つたことというのが私にはよくわからないう。行政監察というのは、困つたことがあるからそれは外していくというのではこれは監察にならないんですよ。そういう発言でやめられたということになると、長官がせつかくおれはやるという決意を持たれても、行政監察全体について、何だ適当なことをやはりやるんじゃないかというふうな印象に繋がりはしないか、そう心配するわけですが、その困つたことというのは、長官はどんなふうにお解りなされたのですか。

○山本(員)政府委員 恐縮でございますが、大臣から御答弁の前に事務当局から、いろいろ報道されておりますので、誤解のないように経過をごく簡単に御説明申し上げます。

昨日の朝刊に本件の記事が載つておりました、私は朝、早速現地の事務所に関ひ合わせをさせたわけでございます。現地の説明では、国体のあり方についての監察を第四・四半期にやることにいつて検討中である、本庁の業務の予定もいろいろございまして、本庁からどうかという判断を仰いでまゐつたわけでございます。私は、この問題は取り上げるとすれば全国的視野から取り上げるべき問題でございます、地方監察として一事務所だけの調査で結論を出すにはなじまない性格の問題でございます、これは取りやめるべきである。

それで直ちに大臣にはそのような私も事務当局の判断をお伝えいたしました、取りやめるように指示を担当課長にいたしました。そして、私は朝から外部の会議に出ておりましたので、午後までこの副総理の御発言というのは存じなかつたわけでございます。

いづれにしても、事務当局といたしましては、そういう性格の問題でございますので地方監察としてやることは適当ではない。中央の全国的視野での監察として取り上げるかどうかは、ただいま六十二年以降の監察テーマにつきまして検討中でございますので、これは各方面の御意見も伺ひながら、全体のプライオリティーとかいろいろな問題の状況もよく勘案いたしまして今後慎重に検討してまいりたい、そのような判断でございます。

それは外していくというのではこれは監察にならないんですよ。そういう発言でやめられたということになると、長官がせつかくおれはやるという決意を持たれても、行政監察全体について、何だ適当なことをやはりやるんじゃないかというふうな印象に繋がりはしないか、そう心配するわけですが、その困つたことというのは、長官はどんなふうにお解りなされたのですか。

○山本(員)政府委員 恐縮でございますが、大臣から御答弁の前に事務当局から、いろいろ報道されておりますので、誤解のないように経過をごく簡単に御説明申し上げます。

昨日の朝刊に本件の記事が載つておりました、私は朝、早速現地の事務所に関ひ合わせをさせたわけでございます。現地の説明では、国体のあり方についての監察を第四・四半期にやることにいつて検討中である、本庁の業務の予定もいろいろございまして、本庁からどうかという判断を仰いでまゐつたわけでございます。私は、この問題は取り上げるとすれば全国的視野から取り上げるべき問題でございます、地方監察として一事務所だけの調査で結論を出すにはなじまない性格の問題でございます、これは取りやめるべきである。

それで直ちに大臣にはそのような私も事務当局の判断をお伝えいたしました、取りやめるように指示を担当課長にいたしました。そして、私は朝から外部の会議に出ておりましたので、午後までこの副総理の御発言というのは存じなかつたわけでございます。

いづれにしても、事務当局といたしましては、そういう性格の問題でございますので地方監察としてやることは適当ではない。中央の全国的視野での監察として取り上げるかどうかは、ただいま六十二年以降の監察テーマにつきまして検討中でございますので、これは各方面の御意見も伺ひながら、全体のプライオリティーとかいろいろな問題の状況もよく勘案いたしまして今後慎重に検討してまいりたい、そのような判断でございます。

○和田委員 山本さんのおっしゃるの、総務庁としてそういう国体全体の監察を検討しつつあるときに、一地方よりは全体の監察の方がいい、そういう見解で、それは中央の考えとしてはいいと思うのですが、いろいろ聞かされてくる、そして長官の言う士気が上がつてきた、そういうものに對して出先がやるうとしてゐるものをとめなければならぬほどのものなんでしょうか、ちょっとその辺は何かあるような感じがしてなりません。一巡して、来年の沖縄の海邦国体が終わつてから全体の国体のあり方について監察をやる。制度、運営すべてについて監察をして、いいところがあるか、あるいは改めるべきところがあるか、そういうものを結論づけたいというならばそれでわかります。ただ何となしに、ああいう報道が出ますと、やはり厳正中立、公平でなければならぬ監察に、行政としてやることと政治的な判断、長官は極めて高度の政治的判断の上で監察業務を奨励しよう、こう私は見ているんですけれども、それに別の政治的な力が加つてそれがゆがめられたり曲げられたりするのなら、これは長官の意に反する、私はそう思うのでこういう御質問をしたわけでございます。

いまいつこの監察について、農協に監察という、今までタブー視されてたそういう聖域に監察をしたい、こういうお話でございました。これは私は週刊誌等で対談を拝見しております、農協を組織しておりますいわゆる組合員、一軒一軒の農家ですね、この農家が協同組合という一つの組織をつくつておる、その農協自体がこのままで、長官の御意見によると破局につながるぞ。長官は学のあるところで、カストロロフイーになる、それもそういう自滅のあれがアナストロフイーだという御見解を私は週刊誌で拝見しました。そういうものを自動的に立て直していくための調査をなさる、こういう意味だろうと私は思うのですが、農協に対して何か非常に具体的に監察をさ

れるというふうにも聞いておるのですが、いつごろからどのような方法で監察されるのか、長官の御指示はどういう御指示をされたか、まず長官にちょっとお伺いしたいと思います。

○玉置国務大臣 今、和田先生おっしゃっていたとおりで、今までのような状態ですと進んでいきますと、これは、不況が続いておるといふことは、やはり非常に狭められたフィールドの中です。自由には跳んだりはいけません。だから、私がいつも言いますように、非常にひどい不況の中ではそれぞれ生きていくために住み分けの理論が一番よろしい。ところが、税制にも非常に優遇されておる協同組合ですから、諸般の問題をどうするか、そういうときに、あれもやらない、これもやらないというふうなことはならないのじゃないか。やはり、これだけの巨大なものになってきたら何んでもやれるんだというふうな思い上がりは捨てないよ、しかも内部を見たときに、当然もう少し合理化生産性を向上さすようなことは十分できるのじゃないかということの指摘をしてきたわけです。

おかげで、自助努力をするということで作業を向こうも進めておられますので、十一月の中ごろには具体的な案が出てまいります。それを十分検討させていただきます。そしてさらに自助努力を加えていただきたいところは私たちからもまた農協さんの方に御要望申し上げ、農林省さんに対してもそういう方向で指導していただけないだろうかというこの御要望を申し上げたい。こうして、とにかく立派な農家がせっかくなので働いてきたのですから——この農家の方々が今農協から離れようとしています。これが結局膨張していつて離れる、パンクするという、このアナストロフィですが、それだけにここの一番やりしかりしてもらわなければいけません。今の私の私言の発言であり、事務的には今監察局長から説明させていただきます。具体的に肅々と今やっております最中でありま。

○山本（農）政府委員 大体基本的なところは大臣から御答弁ございましたが、農協の行政監察の準備状況でございますが、これは農協に對します農林省の指導監督行政の改善に役立てるということとやるわけでございますが、対象は、当然のことながら国とか県の農協に對する指導監督行政、それから農協の御協力も得ながらその活動実態全般について調査をする、こういうことでござい

ます。一段取りたいしましては、まさにただいまから農林省あるいは農協中央会等々のヒアリング等の準備調査に入りつつあるわけでございます。来月には全国の若干の農協等のテスト調査をいたしまして、その段階で全般的に実態をある程度調べまして、そしてできるだけ充実した計画をつくりまして、全国的な調査は来年の一月から三月にかけて実施する、こういう段階取りでたまたま準備を進めておる次第でございます。

○和田委員 大臣がおっしゃったように、農家の皆さんがせっかくなつた協同組合としてその機能が發揮されて、逆に農家が農協離れをするというふうな現象が起これらぬよう、農家のためになるような方向でぜひひとつやっていただきたい、こんなふうに思います。

それから、まことに恐縮ですが、もう一つ長官にお尋ねしたいのですけれども、これは直接総務庁の所管ではないと思いますが、最近またややこしくなってきたのが靖国神社公式参拝の問題、これもこの間新聞にいろいろと記事が出ました。これはもう本当に長官というよりも政治家玉置和郎衆議院議員に私はお尋ねするようになるかもしれませぬけれども、公式参拝が昨年行われて、そしてことしは見送りになりました。そして、十七日から十九日の秋季例大祭にも公式参拝は行わない、こういうことになりましたけれども、一遍あれだけ違憲の疑いがあるから公式参拝はやらないんだと五十五年に内閣が決めておったにもかかわらず、この見送ったことを去年公式参拝に踏み切りました、踏み切っておきながらその後見送っている一番大きい理由は何ですか、長官はどういうふうにお考えになりますか。

○玉置国務大臣 まあこれは総理サイドの高度の政治判断でしょうね。これは日本国内だけでなしに、隣国とかいろいろの問題を含めて高度の政治判断であらうことになったのじゃないかと思ひます。優先順位をどこにするかということを考えてやったことじゃないかと思ひます。

この際、私の見解もついでに言っておきますが、私は公式参拝賛成なんです。ただし、みんな渡れば怖くないというの、私はあれが嫌いでね、そろそろ連れていって一緒に参拝するなんて大嫌いなんです。だから、私はああいうふうにみんなを連れて歩く前に、自分でさつさと参議院のときも参議院議員玉置和郎、衆議院になつても衆議院議員玉置和郎。今度はちょうど入院中でおりましたので参拝は代理で、国務大臣総務庁長官玉置和郎ということで、自分のポケットマネーで玉置料を奉納させていただきまして代理参拝をさせました。それだけに、総理、皆さん偉い人は苦勞しておるのじゃないですか。本音は私はどこにあるか知りませんけれども、やはり苦勞しておるということは、日本を取り巻く政治環境というのは非常に難しいところから来ておるのじゃないかと思ひます。答弁になったかどうかかわかりませんが、これは私の見解です。

○和田委員 こういう質問は失礼かもしれませんが、今、高度の政治判断だということに、やはり靖国にA級戦犯合祀があるうちはできない、こういう判断があったと私は思ふのです。そのA級戦犯合祀を外せばできるのではないか、こういう動きが出てきている。民社党の委員長の本会議質問でも、そういう動きがあればそれこそ宗教法人に對する介入になりますよ、これはまさに憲法違反ですよ、そういう指摘を質問の中でいたしました。それが、新聞によりますと靖国神社に祭神名票を出していた、それも公費で出していた、こういう記事も出ておるわけです。そういうことが取りやめにはなりませんが、A級戦犯合祀になった方を外してという動きがあることは御存じですか。

○玉置国務大臣 私は、この靖国神社とか伊勢の皇大神宮なんというのは、これは国家の基本の幾つかの柱がありますが、その最も大きな柱の一つだと思つておりました。宗教法人にしたことが間違ひなんです。私の方は宗教研究というのをやっていますから、靖国神社とか伊勢の皇大神宮というふうなもの、建国の理念、それから祖國に自分の命をささげた、そういうものをお祈りさんと同じような形で宗教法人の定義を当てはめていいます。宗教法人以前の存在だと思つておりますだけに、今まだ法律が宗教法人になつていますが、これは権威のあるものです。その権威のあるものが、戦犯という解釈についていろいろ議論のあったことも知っています。神社本庁内部でも議論になったことも知っています。それだけに、いろいろな議論を経てそれでそこに合祀をされたというこの事実、なかなか撤回とかそういうことはできるものじゃないと僕は思ふ。それこそ憲法で言うところの宗教の自由を侵すことになる。そういうことを判断しましたときに、これは少しく勉強して周囲の環境がよくなるようにしないと——ここで僕が藤尾さんみたいなことを言うとか、自分ですつとやめなければいけません。だから、これはこの辺ぐらいいいとおいて、どうかひとつ御理解を賜りたいと思ひます。

○和田委員 これは別の機会にまたいろいろと議論してみたいと思ひますが、私どもは、宗教法人である現状からいって、やはり五十五年の政府の統一見解、あれが正しかった、こう思つております。だから踏み切るときには、私は官房長官にお会いして、きょう公式参拝をされるそうだけれども、おやめになっておいた方がいい、それはまだ国民合意として、今宗教法人である靖国神社への公式参拝はおかしいことになりまふよという念を入れました。藤波官房長官でしたけれども、和田さん、どういふ代案があるんだ、こう言うから、私どもは戦没者に対して感謝の念、追悼の意をあ

らわすことにはさかかもやぶさかでない、ましてやきょう、きょうというのは去年の八月十五日、公式の全国戦没者追悼の式典があるではないか、そこに陛下もおおいでになる、それから総理はもちろなおおいでになる、最高裁長官、衆参両院議長、こういつた国の大事な方々がおおいでになる、民社党も委員長が出る、こういう公式の戦没者の追悼行事をやっておきながら、午後、五十五年の統一見解と変わって公式参拝に行くというようなことはこの際やめておいた方がいいでしょう、こう申し上げました。

そのかわりに民社党は、戦没者追悼に関する法律をつくって、八月十五日全国一斉に国民が戦没者に対する感謝と追悼の念をあらわすようなそういう行事をやれ、そのためには靖国神社がいろいろ問題があるならば、そういう問題を外すように別のモニュメントをつくるなりそういうものを設立して、だれもが抵抗なく、どの国からも何の指弾も受けないような格好で我が国のために殉じた人たちに追悼の意を表し得るような、そういう方法を講ずべきではないか、そういう提言をしておいたわけなんです、私どもは、こういう格好で我が国の国に殉じた人々に対する慰霊のこういう行為にいろいろ問題があることを非常に残念に思っている。そういう立場から、今度のこの問題について、A級戦犯を外せばいい、外そうというような動きが出てきて、またそれこそ宗教法人に対する国の介入ではないかというようになってしまうと、私どもの考え方を申し上げまして、この問題はこれで打ち切りたいと思います。また別の機会に話をさせていただきたいと思っております。

それでは、法案の方の御質問をさせていただきましても、災害はやはり未然に防いで発生を極力減少させるということが何よりも肝要ではないかと思ひます。

そういう意味で、先ほど来傾向として減っているということは大変いいことであると思うわけでは

ございますが、災害発生のできるだけ少ない職場、そういう職場というものは、職場環境が整備されているとか、あるいは安全基準等がきちっと確立されているとか、あるいは健康管理が行われているとか、そういうこともあろうかと思ひますけれども、やはり職場規律が正しく守られて、そしてその職場で働いている人が働きがいを感じるような、仕事に対して積極的な意欲の持てるような、そういうものでないと、災害というのは嫌々ながらやったりだらだらやったりしているところにならざるを得ないと思ひます。このようにして発生する率が高いと思ひますのでございまして、私はそういう立場から、職場の一番大事なのは規律、それと意欲、働きがいのある職場、こういうものが大事だと思ひますが、大臣はいかがでしょう。

○玉置国務大臣　やはり職場というのは、やってやがいのある、そして仕事をするにによって自分の人生が燃えてくる、これが一番じゃないかと思ひます。それだけに国家公務員としてもそういうことを心がけて、周囲の環境を整備するとか、なんとかいろいろなことを考えておりますが、一番大事なのは、自分が自分でやはり立派な心がけで仕事に精励することによって、奉仕即解脱という言葉、これは仏教にありますが、奉仕をすることによってみずからの救いと喜びを見出す、この心境になれば一番いいので、そうしたら人勸の問題も余りがたがた言わぬでも済むような職場になるのですが、なかなかそこまでいかぬから我々が一生懸命人勸に骨を折らなければならぬというところなのですが、究極の目的は奉仕即解脱だと私は思ひます。

○和田委員　国家公務員として、まさに奉仕即解脱、そういう心境で全公務員が国家、国民のために働いていただければこういう災害補償も非常に少なくなる、この私も願ってやみません。大臣どうぞ、もう結構でございます。

そこで、私は、きょうこの法案に対していろいろなお聞きしたいと思っております。地域的に災害の発生率がどういうふうになっている

かあるいは職場規律との関係はどうか、そういうことも伺いたいと思っておりますけれども、時間がだんだんなくなってきました。

これは当然防衛庁の職員、自衛官も、この法律が改正されればこれに準じて改正が行われるもの、こういうふうにしておりますけれども、国防衛という非常に特別な任務にある防衛庁職員、自衛官には、こういった災害補償制度というものには私は非常に大事だと思うのです。したがって、これが一般職と比較して現在どのようになっているか、まずお聞きしたいと思います。

○松本政府委員　お尋ねの自衛官の公務上の災害に対する補償でございますけれども、これは防衛庁職員給与法第二十七条によりまして、国家公務員災害補償法を準用するということになっております。したがって、一般職の国家公務員と同様の補償を行っております。

この件につきましては、例えば特別公務災害に関する補償につきましても、政令で自衛官については適用があるということになっております。

○和田委員　通常の場合にも危険の度合いの非常に高い仕事をしておられるわけですが、もう一つ有事の場合に對してどういう対応をされるようになっておりますか。きょう本会議で防衛二法がかりまして、我が党の質問の中でも有事立法について質問をしておりましたけれども、その有事の際の立法措置の中で、有事の際に自衛官が死んだあるいはけがをした、こういうもののに対する補償はどうなっているのでしょうか。

○松本政府委員　有事の際の公務災害補償でございますけれども、防衛庁職員給与法第三十条の規定には、「出勤を命ぜられた職員に対する出勤手当の支給、災害補償その他給与に必要と特別の措置については、別に法律で定める」ということになっております。ただ、現在のところこの法律は未制定でございます。

ところで、ただいまお話のございましたこの制度でございますけれども、かつて防衛庁の方で有事法制研究というものを実施いたしましたして、現在

も研究を続けておるわけでございますけれども、この中に防衛庁職員給与法第三十条についても触れられてございます。ただ、この有事法制研究というものが、これは今まで再々申し上げておりますが、近い将来に国会提出を予定したいわけですが、法整備ではないということでございます。防衛庁といたしましてはここで研究しておる問題につきまして一般的には法制が整備されることは望ましいというぐあいに考えておりますけれども、この問題は非常に高度に政治的な問題であるというぐあいに理解しております。今後国会におきます御審議あるいは国民世論の動向、そういうものも勘案しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。ただいまの防衛庁職員給与法第三十条の問題についても同じように扱うということになっております。

○和田委員　これは第一分類です。職員給与法の三十条ではつきりとして、今局長がお話になったように「別に法律で定める」という基本的にはなっているわけですが、それも、第一分類の中でこの法案は整備しなければならぬ、こういうふうに分類されている。これは防衛庁自身の努力なしにはいけないと私は思うのです。有事がなければそれにこしたことはありません。しかし、有事のために防衛努力はしているのですから、そこに働く、そこで国のために殉じようという決意でやっている自衛官に、そういうときの対応は何もないというふうな姿勢では本當の士気は上がってこない。これはそれこそ奉仕即解脱にならないですよ、そういう高度な判断をやってもならぬ。そういうところにも災害補償法の一重大な問題が残されている、私はこう思うわけなので、これは第一分類ですから、ぜひひとつそういう方向で鋭意検討をして早くやっていただきたい。

長官、退席されないので、お聞きいただきたいならばちょっと長官の御感想を聞かせてください。私はそう思うのですが、どうですか。

○玉置国務大臣　これは僕一人だけの問題ではないかぬと思ひますが、僕もきょう聞いてびっ

くりしております。これで本場に国家有事の際の自衛隊員の士気が奮い立つのだろうかという疑問を今ふつと持ちました。今、人事局長に聞いてみましてもそういう議論はなかったというから、いい国ですな、立派な平和な国です。

だから、有事有事といいたが、さて有事が来たら慌てて国会でいろいろやらなければいかぬというそのときに、国論が統一してさつと決まるような国会であればそれは文句はない。しかし、なかなかそういうわけにいかぬですね、今までの経緯を見てみても。また、将来の展望をしてもなかなかそういうわけにいかない。しかし、日本人の特性として、国家がさあ大変だとなったときにはさつと固まるという特性があることは事実ですね。これは民族のよき伝統です。党派だとかイデオロギーを超えて固まってくれるのではないかと、この期待を持ちながら、答弁にかえたいと思います。

○和田委員 そういう期待が期待どおりになることを私も念願しておりますが、できるなら平時に有事の際の対応をしておくことが我々の責務ではないか、こう考えております。

以上で質問を終わります。

○石川委員長 児玉健次君。

○児玉委員 今回の国家公務員災害補償法の一部改正案について、大きく三つに分けてそれぞれについて御質問をいたしたいと思っております。

まず、通勤途上の災害についてですが、最初にお尋ねしたいのは、「日用品の購入その他これに準ずる」、この文言が削除された理由はどういうことでしょうか。

○大城説明員 通勤途上の災害に關しましては、従来、「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為」ということでございすけれども、これを「人事院規則で定める」ということになったのは、従来から通勤災害の取り扱いでいろいろ問題になるその範囲の問題で、これができるだけ拡大していくことを考えました。実際に、規則でそういうことを定めることによつて

随時必要なものを規則上定め得るようにしていくというところでございまして、基本的な考え方は変わっておりません。新たに加えるものとして、学校への通学とかあるいは人工透析とかそういうものが時代の要請に従ってつけ加えられるべき状態になっている、そういうものを規則の上で書くというのを考えているわけでございます。

○児玉委員 この通勤途上の災害に対する補償の問題は、長い間の日本の公務員労働者の要求と運動が基礎にある、そう私たちは受けとめております。

そこで、ただいまの御答弁でございますけれども、「日用品の購入その他これに準ずる」という文言を削除するのは、もちろん日用品を買ってはいかぬという意味ではなく、日用品の購入というふうにくつてしまつと時間に窮屈さが出てくる、ある程度時間の幅を認めるといふ趣旨も含まれているのじゃないかと思ひますが、端的にお答えいただきたい。

○大城説明員 時間的にどうかということに關しましては、医療の關係では確かに比較的時間にわたるようなもの、そういうものが果たして取り入れられるかという点については問題があるかと思ひます。その点について今回人工透析等を対象にしていこうということで考えているわけでございます。

○児玉委員 そこで、きょうの午前中の質疑とも関連してお伺いしたいのですが、配られました第七百七回国会、衆議院内閣委員会調査室というパンフレットがございす。国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案に關する資料の六ページですが、今回の改正は、「通勤経路から逸脱し又は通勤を中断した場合」、今までは「日用品の購入等」という形で時間がかかりくられていた。今度それが「夜間学校等への通学後の往復」というのが入っております。確認できますね。きょうの午前中のお話では、学校教育法で定められた夜間の大学というふうに限定して言われましたが、例えば学校教育法における専修学校への通学などは

どうなるのか、お答えいただきたい。

○大城説明員 学校教育法による大学において教育を受けることというのは一つの例として考えているわけでございます。それにももちろん限定する趣旨ではございせん。職員の職務能力の開發向上に資するといふふうに認められる一定の水準を満した内容のものであるならば、専修学校等の課程を受講するための通学も保護の対象にすべきであると考えております。

○児玉委員 その際、学校教育法に規定するといふくくりが必要なのかどうか、その点を伺ひます。

○渡邊説明員 ただいま御答弁申し上げましたように、現在のところ学校教育法による学校あるいは専修学校といふことで考えてございすけれども、なお労災の方の学校の範囲も今後検討されるというふうに聞いております。それとのバランス等を考えましてこちらも検討してまいりたいと考えております。

○児玉委員 先ほどの審議官の御答弁の中で、公務員の職責を果たしていく、そのこととの関連といふ趣旨の御発言がございましたが、公務員は絶えざる研究と修養を求められている、このように私は考えます。研究と修養といふのはかなり幅が広いわけでございます。そういう中で、例えば自動車運転免許を取得するために自動車学校に通う、しかもその運転免許というものがその公務員の職責との関連でかなり深いかわりがある、そのように判断される場合はどうでしょうか。

○大城説明員 自動車学校の例でございすけれども、これはやはり基本的な考え方は先ほど申し上げたとおりでございまして、職員の職務能力の開發向上に資すると認められる一定の水準を満したものであるかどうかという観点からやはり検討せざるを得ないのではないかと考えます。なお、その具体的な取り扱い、これも先ほど申し上げましたように労災保険の方でどうなるかということも参考にして検討したいと考えます。

○児玉委員 ちよつと委員会の審議との関連で私、希望を言ひたいのですけれども、労災法との横並びといふのは確かにあるだろうと思ひます。しかし、国家公務員の職場といふのはその職場の持っている特殊性もありますし、そして今私たちが論議しているのは内閣委員会における論議なんです。ここでもそのことが必要であれば率直にそのことをお答えいただきたいという希望を述べておきます。

そこで次の問題なんですが、人工透析のための通院。

昭和四十八年十一月二十七日、職員局長の名で出された「通勤による災害の認定について」という文書がございす。その文書の中で、「日用品の購入」という範囲の中に「病院、診療所で治療を受ける場合」といふのが三番目に入っております。私はこれは結構なことだと思ひますが、今度「人工透析のための通院」といふのが例示的に加えられました。最近、都市部における病院の夜間診療体制の整備、これは病院その他の非常な努力によつて一定の進展がある、こういうふうにかえるわけだ。

そこで伺ひたいわけですが、「人工透析のための通院」、こういうふうには非常に具体的に例示されたのはどういふ理由からでしょうか。

○大城説明員 いわゆる診療を受ける場合にも、比較的短時間の診療は通勤途上でそういう医療機関等に寄つて行うということがあるわけでございます。それは日常生活上必要な行為に含められ、そういう観点から従来これを含めていたわけでございます。ところが、長時間の医療行為ということになりました。それは単に通勤途上で果たして途中でできるというものであるかどうか問題でございます。そういう意味で、どこまでそれがとれるかという意味で疑義がございす。

一般的に人工透析はかなりの時間を要することであるわけでございますが、そういうものはやはり生命維持のためどうしてもやむを得ずやらなければならぬ。それが通勤途上でそういう機関を利用して行われるということがあるわけですから、それはやはり対象に取り込んでいくべきもの

というふうな考えているわけでございます。したがって、それに類するような比較的長い時間のものであっても、人工透析と同じように考えなければならぬ、具体的にどういふものがあるかというのにはつきりいたしません、そういうものがあればそれも対象に考えるということは今のところでは想定しております。

○児玉委員 大変わかりやすい御答弁をいただきまして、私もその点では一定の前進があったと思えます。すなわち、夜間学校等への通学というのは通例四時間前後を必要といたします。それから、人工透析のための通院は週二回ないし三回、これまた四時間前後を要します。今の御答弁の中で生命維持に不可欠な行為が同じカテゴリーとして含まれるとすれば、これはやはり貴重な前進だと私は考えます。

そうなりますと、通勤途上で、風邪を引いたその他の病院に立ち寄っての治療は従来から認められているわけですから、今回、通勤途上における治療のほとんどが通勤途上の災害——もちろん病院に至る往復の経路からのその行き帰りは外されている、その点について私は不十分だと思いますが、それは別として、通勤途上における治療行為のほとんどが該当した、こういうふうに見えていいでしょうか。

○大城説明員 通勤途上での診療を受けるということ、かなりの部分が含まれることになると思いますが、具体的にどういふものがあるかというのは、いろいろなケースがございましょうから、やはり具体的に個別のケースにおいて検討していかねければならないと思います。

○児玉委員 そこで、やはり通勤途上との関連なんです、昭和四十八年の十一月二十二日に労働基準局第六百四十四号という文書がございます。そこでこのように述べられております。「業務の終了後、事業場施設内で、囲碁、麻雀、サークル活動、労働組合の会合に出席をした後に帰宅するような場合には、社会通念上就業と帰宅との直接の関連を失わせると認められるほど長時間となる

ような場合を除き、就業との関連性を認めてもさしつかえない。」これは民間企業の労働者について述べたものです。

そこで、ここで述べられていることを国家公務員について同様に認めて当然ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○渡邊説明員 通勤と勤務との関連性の有無の判断と申しましうか、そういったような面からの取り扱いというものは、国も労災と同様の取り扱いをいたしてございます。

○児玉委員 そこで、第一の柱との関連で、この点は人事院の総裁に私は伺いたいと思うのですが、通勤途上の災害という点では確かに一定の前進があった。それをますます広げていく必要がある。しかも、それを余り具体的、ストリクトに縛ってしまうというのは、これもその後どうなのか、ある程度ケース・バイ・ケースの余地というのはあつていいだろう、こう考えるわけなんです。

そこで、この問題の一つの基本として、現在大都市における人口の集中、そして通勤時間と通勤距離の拡大、そういった中で、通勤というのは全体として勤務を行うために必要不可欠のものである、通勤災害全体を業務上と見るという前進的な態度が今必要になってきているのではない、この点について総裁の考えを伺いたいと思います。

○内海(倫)政府委員 通勤問題というものは、今朝来論議されておりますように、極めて災害認定の上では重要な要素を持つておりますので、今回の改正におきましてもそういうふうな観点に立つて改正を行つておるわけですが、さらに客観的な社会条件、生活条件というふうなものが変化いたしますれば、それに対応して合理的な考え方に基づき施策は必要であらう、こういうふうな考えます。特に大都市の交通実態というふうなものはさらに今後いろいろ複雑多岐になると思いますが、そういうものにに対応する施策、考え方というのは今後ともいろいろ考えていかなければい

けないかと思ひます。

○児玉委員 ぜひさらに積極的な検討をお願いしたいということを申し上げて、第二の柱である平均給与額に関連した問題に移りたいと思ひます。まずお伺いしたいのですが、昭和五十九年度において傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金、それぞれ平均支給額が幾らであつたか、この点についてお答えをいただきます。

○大城説明員 五十九年度における年金の平均支給額でございますが、傷病補償年金二百四十三万九千七百円、障害補償年金百五十一万三千九百円、遺族補償年金百四十五万七千八百円でございます。

○児玉委員 今の金額を月に直しますと、傷病補償年金は二十万三千三百八円、障害補償年金は十二万六千五百五十八円、遺族補償年金は十二万一千四百八十三円です。

国家公務員の生活の実態から、この月額に直した収入は十分だと思ひますか、その点お伺いしたいと思ひます。

○大城説明員 生活に十分であるかどうかというのは非常に難しい判断だと思いますが、補償としては必要な水準に達しておると考えております。

○児玉委員 例えば障害補償年金で月十二万六千五百五十八円、これは国家公務員の平均年齢などからすれば十分だというのは到底当たらない判断です。

そこで言いたいのですが、極めて不十分な年金の支給状況のもとで、最低限度額を引き上げる合理性はあつたとしても、最高限度額を設けることについては合理性がないと私たちは考えます。

が、その年齢階層別の集計結果を基礎にして算定したものというふうに承知しております。

○児玉委員 全国の国家公務員労働者の賃金モデルをつくつたと思ひます、これと重なりましようか。

○大城説明員 国家公務員労働者の賃金モデルをつくるというところが実は非常に問題でございます、一つは画一的な形でモデルというのとはなかなかできない。いろいろなものがあり得るわけでございますけれども、基本的な形としては、国家公務員の場合には民間企業の労働者に比べると上下の幅が狭い、いわばその民間企業のモデルの中の真ん中辺のところを上方へ上げていくという形で線が一応描かれるのではないかと思ひますが、画一的な形でどういふ線になるという引きは非常に技術的に難しい問題でございます。

○児玉委員 最低限度額の方なんです、このモデルでは四十歳から四十五歳のところが山の頂上になつております。公務員の賃金モデルをもつてくるとすれば、この山は恐らく五十歳から五十五歳ないしはもう少し六十歳に近づいて山が形成されるはずなんです。そのようにモデルという、か最低限度額についてそのように修正することは不可能なかろうか、この点についてお答えいただけます。

○大城説明員 国家公務員についてのモデルをつくること自体にいろいろ難しい問題があるというふうな申し上げましたが、それと同時に、今回の限度額を設けるという趣旨からすれば、公務員だけを特別扱いにすることが果たして妥当なのかどうか。全般的勤労者との均衡の問題にすると、それとは別に国家公務員だけについて考えるということが果たしてどうなのか、その辺の問題があるわけでございます、今回考えております限度額の設定におきましては、民間におきましてそういうデータをもとにした限度額に倣うべきではないかというふうに考えます。

○児玉委員 今のお話ですが、必ずしも民間の賃金の実態に一〇〇%準拠しているわけではない

じゃないですか。例えば最低限度額と最高限度額の出発するところと終着するところ、ここは民間賃金のモデルのとおりではないと思いますが、いかがですか。

○渡邊説明員 年金額に限度額を設ける問題でございますが、今先生お示しのように、最高限度額の方につきましては、ILOの百二十一号条約というのがございまして、これによりまして、最高限度額を設ける際の最低保障というものが一応基準として定められております。これは、全労働者の下から七五%目の人の水準、これを下回ってはならないということになってございます。したがって、お示しのように、ごく若い年齢層、それから六十五歳以上の年齢層というものの線は、その水準を満たす線になってございます。

それから一方、最低限度額の方でございますが、これは現在、補償制度全般の最低保障額というものが定められてございまして、三千二百十円というところで定められてございまして、この年金額につきましても、先ほど申しました原則どおり年齢階層別の上五%、下五%ということでございます。それを下回る部分が出てくる年齢層があるわけでございますけれども、それも現在の最低保障額である三千二百十円を保証するという形で現在の限度額を考えているということでございまして、

○児玉委員 大臣にこの一つだけ伺いまして大臣に対する御質問は以後いたしません、今の賃金モデルの問題で、最高限度額をこう山をつくっている、そして最低限度額をこうつくりまして、先ほど申しましたように、最低限度額に引き上げることが合理的であると私たちは考えております。最高限度額について、そこを超す部分については引き下げる、いろいろな例をおっしゃっておりますけれども、例えばある災害が起きる前三カ月大変な超動をして、その超動の実績が直ちに年金額に反映されるから不合理だ、そのことに限定して言えばそうかもしれないけれども、スライド制を加味すれば相当にその問題は解決できる。そして、何といつても公務員労働者の場合は、生涯公務員労働者として国民に奉仕する方が多いわけですから、そういう方々の賃金のピークは、その方の位、職階のいかんにかかわらず、終わりの方に来ているのです。

大臣にお伺いすることです。細かいことは聞きますが、そういった公務員の生活実態、賃金実態に合わせて公務員の災害補償法を今後検討していくという点について、大臣のお考えをお聞かせしたいと思います。

○玉置国務大臣 公務員の給与体系というのは、児玉委員御承知のとおり、民間との均衡を常に考えていくという基本に立っておりますので、そういう点を踏まえて人事院でもいろいろ作業をしたのじゃないかと思っております。

ついでですが、これは余分なことですが、私はグラフだとかパーセント、コンマとか、あれは苦手で、この前も説明に来ましたけれども、わからぬ。もしこれ以上詳しいことをお聞きになるのだしたら、政府委員の方で答弁させます。

○児玉委員 じゃ、三つ目の柱に移ります。収監中の休業補償に関連してでございます。

まず、改正の趣旨から伺いたのですが、きょう既に若干の御論議があったかもしませんが、簡単に答えたいだけですので。今度、収監中の休業補償を給付しない、これは禁錮刑以上既決の収監に限る、このように受けとめていいですか。

○大城説明員 いわゆる既決の収監に限るというふうに考えております。

○児玉委員 そこで、何回か使わせていただいた内閣委員会調査室の資料の八ページですが、「監獄等に収監されている者、少年院等に収容されている者は、自らの行為により勤務することができない状況に置かれたものであること、このように述べております。そうすると、将来にわたって、この給付を行わない」ということを、例えば伝染病による隔離、自然災害などに広げることはないと私は考えますが、いかがでしょうか。

○大城説明員 「自らの行為により」というところで、今お話しのような伝染病等の場合はやはり

事情が違ふと思ひますので、そういうものは含めないというふうに考えております。

○児玉委員 さてそこで、公務に従事しているときに不幸にして何らかの事故を起こし、この問題の対象になるということはあり得ると思うのです。その際に、例えば学校の教員が子供を引率して登山をする、そのとき落雷事故が発生して子供が死亡する、現実にあつたケースでございまして、これが注意義務違反に問われたり、それから運転技術員が真剣に運転して、しかし交通事故を起こしてみずから負傷をする、そういう中で、これが例えば何らかの刑法上の罪に問われて、今皆さんが提起されているこの部分に該当するかもしれない。こういう問題を禁錮刑以上既決収監全体でひくくつてしまつて見ようというのには余りに假借ない態度ではないか、この点について何らかの救済措置を講ずべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○大城説明員 いわゆる刑法的な評価でござい線が引けるかという問題になるかと思ひます。現在のところは今まで申し上げたようなことで考えておりますが、確かに問題点ではあるかと思ひます。具体的範囲がどうなるかというのには、まだ私も検討中でございますし、労働省の方も労災保険の関係でいろいろな検討をされておられるところでございますので、そういう状況とあわせて、なお具体的なところは検討したいと思ひます。

○児玉委員 これで趣旨の問題については終わりました。現在の瞬間で収監中の休業補償に該当するような問題が起きた、だから法が改正されていらない段階ですが、そのときは当然給付は行われると思うのですが、いかがでしょうか。

○大城説明員 現状では行われるということになります。

○児玉委員 そこが非常に重大な問題だと思ひます。明らかにこれは公務員労働者にとっては改悪だと言わなければなりません。

そこで、労働省のお答えをいただきたいのですが、昭和二十三年に労働省はこの点についての通達を出されたと思ひます。昭和二十三年七月十三日付の通達です。その通達の中で、愛媛その他からの問い合わせに対する回答という形で、「業務上の事由によつて災害を蒙つた労働者が、監獄、留置場又は労働場に拘禁又は留置された場合」云々、こういう場合も「使用者において休業補償を行ふべきものであつて、補償を受けるべき労働者が右の施設にあると否とは何等影響を及ぼすものではない。」という通達が出ておられるのですが、いかがでしょうか。

○岡山説明員 お答え申し上げます。ただいま御指摘がございました昭和二十三年七月十三日付の通達でございますが、地方からの照会に対しまして御指摘のような回答をした事実はございまして。

○児玉委員 昭和二十三年の通達は極めて明快なわけですが、今度それを給付しないことにしたというのはどういう理由からでしょうか。

○岡山説明員 ただいまのようなケースにつきましてどのような取り扱いを行うべきかという点につきまして、この照会に該当いたしますのは、労働基準法の解釈ということで照会があつたわけでございますが、労働基準法にそれについての取り扱いの規定はございません。

そこで、それについての解釈になるわけでございます。当時、収監中の労働者に対する取り扱いについて御指摘のような見解を示したわけでございますが、このような事例というのは非常にまれなケースだと思はれるわけでございますが、最近このような事例が幾つか出てまいつておりまして、その取り扱いについて疑義が指摘をされておるわけでございます。

その一つは、船員保険法による取り扱い、それから健康保険法における同様のケースの取り扱いにつきまして、法律の明文でもって支給しない、こうなつておることの均衡から、この点についていかがかというふうな指摘がございまして、この点につきましては、私どもの方といたしましては労災保険審議会において検討していただく

必要があるということでお諮りをし、検討していただいたわけでございますが、その結果、このようなケースにつきましては、この制度の趣旨、すなわち労働者が業務上災害によりまして負傷、疾病にかかり、療養のために労働不能である場合に支給されるという、こういう休業補償給付の本来的趣旨に照らしまして、また、今申し上げました船員保険法、健康保険法との関係からいっても同様に休業補償給付を支給するのは適当でない、こういう結論で建議を公労使三者の一致によりましていただいたわけでございますので、これに即しまして改正の提案をしたところでございます。

○児玉委員 御承知のように、昭和五十八年十月十三日、雪島鉄工所についての最高裁の大法廷判決もございまして。そういったものとの関連で考えれば、この部分は明らかに改悪で、そして労働基準法も、その労働基準法自体は変わっていないわけですから、この部分については私たちは慎重な検討が必要だということを述べて、次の問題に移りたいと思います。

この機会に、国立大学における定員外職員の問題について若干の質問をさせていただきます。と思います。

現在、国立大学における定員外職員、いろいろな呼び方がありますが、皆さん方は常勤を要しない職員とか言われますが、私たちは定員外職員という言い方で言っております。その中で、日々雇用、いわゆるフルタイムの定員外職員とパートの定員外職員、こういう方々がどんな勤務をなさっているか、私は先日北海道大学で調査してまいりました。北海道大学のある学部において、本年五月一日に二十名が在職されております。この方々のなさっている仕事、講義資料作成十六件、文献検索六件、資料整理十三件、科研申請等十二件、学会業務四件、実験補助七件、スライド作成六件、一人で何回も答えられますからですが、こういう業務をなさっているということについて文部省は御承知でしょうか。

○佐藤説明員 お答えいたします。

国立大学におきまして、ただいま先生御指摘の日々雇用職員でございますが、昭和六十一年の七月現在で六千三百三十六名おられるわけでございますが、ただいまお話がございましたように、国立大学の研究、教育の特性がございまして、そういう業務にこれらの非常勤の日々雇用の職員が従事をしていて、こういう理解をいたしております。

○児玉委員 そこで、先ほどの北海道大学のある学部の例で言いますと、大学で重要な職務を果たしている方々が、これらの方々が配置されている講座、セクションの関係者三十二名の方々が、現在この定員外職員の問題で一番困難な点は何かというところ、それはいわゆるパートの職員が二年たつと北海道大学では期限切れで再雇用されないというので、期限切れ撤廃をしてほしいという意見が三十二名中二十四名、二年という期限を延長してほしいという意見が五名、その二つで九〇・六%になります。

そこでちょっとお伺いしたいわけですが、文部省の人事課長の名で昭和五十五年五月十六日付の通知が出されております。当時七等級四号俸の頭打ち撤廃ということにかかわった通知でございまして。この通知はいわゆるフルタイムの職員を対象にしているのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤説明員 ただいま先生御指摘の五十五年の人事課長通知の対象になりますのは日々雇用の職員でございます。パート職員は直接対象になっておりません。

○児玉委員 今人事課長が明確にお答えになったように、この通知にはパート職員は含まれていない。そのパート職員を期限つき採用とするような指導を文部省は大学に対してなさっているんでしょうか。

○佐藤説明員 パートタイム職員の今の期限の問題について直接文部省として大学に指導をしていることはございませんが、これらにつきましては、パートタイム職員の勤務のあり方という観点で各大学が学内のコンセンサスを得まして自主的に定めていると理解をいたしております。

○児玉委員 人事課長は大変明瞭な方で先へ先へとお答えになります。私がお聞きしたのは、昭和五十五年五月十六日の通知にいわゆるパートの職員は含まれていない、これは先ほどの答えで明確です。そして私がお聞きしたかったのは、この通知を契機にして期限つき採用が全国的にも一部の大学で生まれたわけですが、パートの職員まで期限つき採用にするような指導を文部省はしたのかしなかったのか、このことだけお答えいただきたいと思います。

○佐藤説明員 ただいま御答弁申し上げましたように、五十五年の通知に直接関連いたしましてパートの職員の期限の問題について指導したことにはございません。

○児玉委員 この問題の基本的解決は、もちろん定員外職員の定員化、その方向で事態を進めていくことだろうと思うのです。そのことについての私たちの基本的考えを述べて、最後に伺いたいことがございまして。

国立大学の演習林で働く林業技能補佐員の待遇問題についてでございます。

この問題について、昭和五十六年の四月一日に参議院の予算委員会において小笠原貞子議員が質問いたしました。そして本年四月十七日、同じく参議院の文教委員会でも吉川春子議員が質問をいたしました。演習林の試験研究等で林業技能補佐員が果たす重要な役割については文部省はよく御認識のことですから、あえてその点について私は問いません。ほとんどの方が世帯主で一家の大黒柱である林業技能補佐員、その方々で扶養家族を持つ全員に定員内職員と同様の扶養手当を支給するのが当然だと私たちは考えます。そしてこの点については、ことしの四月の参議院文教委員会ですら一定のお答えがございました。来年度は既に目前です。その後の努力の経過についてお伺いしたいと思います。

○佐藤説明員 一般的に非常勤職員に扶養手当相当給与を支給するというところにつきましては、非常勤職員の給与が勤務の実績に対する報酬としてとらえなければならないということから、私どもといたしましては、生活的な給与である扶養手当については従来から消極的に考えているわけでございます。

しかしながら、林業技能補佐員につきましては、その勤務場所でありまして演習林の多くが過疎化が進行している僻地にございまして労働力の確保が困難であること、及び林業技能補佐員の多くが高齢者でございまして扶養親族を有するものが多いという特殊事情もございまして、何らかの給与上の改善措置ができないものかといういろいろの角度で現在検討を進めているところでございます。林業技能補佐員の該当者がおります大学が十

四大学ございまして、関係者から地域の実情なりそのやり方をどうしたらいいかということをお願いしている意見を聞いて調整を図っているところでございます。

○児玉委員 この四月の文部省の御答弁では、「少なくとも来年度ぐらいからは何らかのラインが私どもで示せるように、そういうふうな方向で検討してまいりたい」という言われております。そろそろ来年度ですから、来年度の実施についての皆さんの御努力を聞かせていただきたいと思います。

○佐藤説明員 ただいま御答弁申し上げましたように、現在大学からいろいろ意見を聴取しておりますところでございます。できれば来年度の計画に間に合うように文部省の結論を得たいというふうな考えでおります。

○児玉委員 この点は、文部省で一生懸命御努力なさっている皆さん方にはもしかしら想像できないぐらい、現場の一人一人の補佐員の切実な要求でございます。ぜひ積極的な御検討をいただいて、そして明年四月の一日から確実に実施できるように御努力をお願いして、私の質問を終わります。

○石川委員長 次回は、来る二十三日木曜日午前
九時五十分理事会、午前十時委員会を開会するこ
ととし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時二十三分散会